

第3期板野町子ども・子育て支援事業計画

【令和7年度～令和11年度】

令和 7 年 3 月

板野町

はじめに

急速な少子高齢化や人口の減少、長時間労働や非正規雇用の増加、地域コミュニティの衰退、児童虐待の顕在化など、子どもやその家庭を取り巻く環境は、さらに厳しさを増しています。

このような状況のなか、国では“子どもの最善の利益”を実現する社会を目指し、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせ、令和元年10月から、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策、生涯にわたり人格形成の基礎を培う幼児教育を推進するため、幼児教育・保育の無償化が開始されました。

本町では、平成27年3月「第1期板野町子ども・子育て支援事業計画」を策定以降、地域で安心して子どもを産み育てることができる環境の整備に努めてきました。そのなかで、平成28年から幼稚園・保育園の授業料等の無償化を実施。また、令和元年10月からは幼稚園・保育園の給食費等も無償化し、就学前教育の完全無償化による子育て世帯の経済的負担軽減に努めるなど、国や他市町村に先駆けた子育て支援策を実施してきました。

このたび、令和6年度で終了する第2期計画を継承し、令和7年度以降も引き続き、教育・保育、子ども・子育て支援の充実を図るため、「第3期板野町子ども・子育て支援事業計画」を策定することとなりました。

今後はこの計画に基づき、関係機関・事業者の方々との連携を図りながら、子ども・子育て支援事業を推進してまいりますので、皆さまのご協力とご理解をお願いいたします。

最後に、計画の策定にご協力いただきました子ども・子育て会議委員をはじめ、アンケート調査にご協力いただいた多くの保護者の皆さまや貴重な意見をいただきました町民の皆さんに、心からお礼申し上げます。

令和7年3月

板野町長 玉井 孝治

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の目的	1
2. 計画の期間	1
3. 計画の位置づけ	2
4. 近年の国や社会の動向	2
5. 計画の策定体制	3
第2章 子ども・子育て家庭を取り巻く状況	5
1. 人口・世帯等の状況	5
2. 結婚・就業の状況	8
3. 保育園・幼稚園・小中学校の状況	11
4. アンケート調査からみた子育て家庭の現状やニーズ	12
第3章 計画の基本的な考え方	19
1. 基本理念	19
2. 基本的な視点	20
3. 基本目標と施策体系	21
第4章 基本目標ごとの施策と取り組み	23
1. 健やかな育ち(子どもたちが健やかにのびのび育つ)	23
2. 子育て支援(子育て家庭が安心していきいき子育てできる)	32
3. 温かく包む地域(子どもの成長と子育て支援に地域が関わる)	44
第5章 量の見込みと確保方策	47
1. 量の見込みの算出の考え方	47
2. 教育・保育の提供区域	47
3. 教育・保育の量の見込みと確保方策	48
4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	52
5. 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保方策等	62
第6章 計画の推進	65
1. 推進体制	65
2. 計画の広報・啓発	65
参考資料	67
1. 板野町子ども・子育て会議条例	67
2. 板野町子ども・子育て会議委員名簿	68

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の目的

本町では、次代を担う子どもの健全な育成を支援する『次世代育成支援行動計画』を10か年推進したのち、「子ども・子育て支援法」(以下、この章において、「支援法」という)の制定を受け、平成27年度から 次世代育成支援の内容も包含した『子ども・子育て支援事業計画』を推進し、令和6年度に『第2期 子ども・子育て支援事業計画』が終了する予定です。

この間に国では、令和元年10月から2歳児までの非課税世帯と3～5歳児への幼児期の教育・保育の無償化等の政策を推進し、本町においても、そうした動きに先んじて平成28年度から 幼児教育・保育の無償化(町立園のみ)に取り組むなど、子育て支援の充実に努めてきましたが、令和5年の合計特殊出生率が国全体で 1.20 と過去最低を更新するなど、次世代の育成支援は、依然 大きな社会問題となっています。こうしたなか、国では、令和4年に【子ども基本法】を制定するとともに、令和5年4月から こども家庭庁を設置し、学校教育を除く、子ども施策の総合的な政策立案を図っているところです。

『第3期 板野町子ども・子育て支援事業計画(以下、「本計画」という)』では、こうした状況を踏まえ、保育所・幼稚園、子ども・子育て支援事業等の利用量の見込みとその提供体制の確保方策(目標量)等を定めるとともに、次世代育成支援施策の継承・発展の方向を位置づけるために策定するものです。

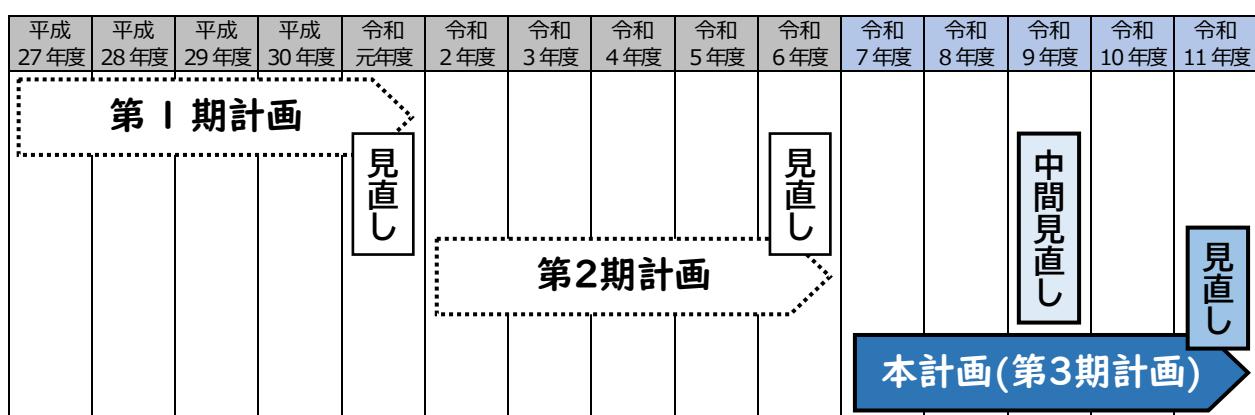
2. 計画の期間

本計画の期間は、支援法 第61条の規定に基づき、5年を一期として策定することとされ、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

また、本計画の施策が社会情勢の変化のなかで、効果的に実現するよう、毎年度、進捗状況を管理するとともに、必要に応じて、中間年度である令和9年度に計画の中間見直しを行います。

なお、計画最終年度にあたる令和11年度には、本計画の達成状況と課題等を踏まえ、見直し及び評価を行い、新たに次期5年間の計画を策定します。

計画期間



3. 計画の位置づけ

本計画は、支援法 第61条に基づく『市町村子ども・子育て支援事業計画』に位置づけられ、第2期計画と同様、次世代育成支援対策推進法 第8条に基づく『次世代育成支援市町村行動計画』、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律 第10条第2項に基づく『子どもの貧困解消対策市町村計画』及び新・放課後子ども総合プランに基づく『市町村行動計画』も包含して策定します。

また、町の最上位計画としてまちづくりの方向を示す『第六次板野町振興計画』に則し、保健福祉部門の基本施策を示した『板野町総合保健福祉計画』の次世代育成分野の計画として、国や県の関連計画との整合性を図りながら策定します。

なお、子ども基本法 第10条第2項において策定が努力義務とされている『市町村子ども計画』は、主要な施策の内容が『次世代育成支援市町村行動計画』と重複するため、本計画策定後に、策定の必要性を含め、検討していきます。

4. 近年の国や社会の動向

国では、令和5年12月に【子ども大綱・子ども未来戦略】が閣議決定され、令和6年5月にはアクションプランとして『子どもまんなか実行計画2024』が策定されました。

また、令和6年10月から段階的に、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が施行され、「子ども誰でも通園制度」、「子ども・子育て支援金制度」などの新たな制度の創設により、子ども・子育て支援の一層の充実が図られます。

近年の国や社会の動向

平成27年	●子ども・子育て新制度の創設、第1期子ども・子育て支援事業計画の策定
令和元年	●子ども・子育て支援法改正（国の幼児教育・保育の無償化の実施） ●第2期子ども・子育て支援事業計画の策定
令和2~4年	●コロナ禍による保育所・幼稚園・学校・地域のサービス等への影響
令和3年	●「子ども政策の新たな推進体制に関する基本方針」の閣議決定 (「子どもまんなか社会」の実現を目指す)
令和5年	●子ども基本法の施行、子ども家庭庁の創設 ●子ども大綱の閣議決定 (従来の国の「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」を一つに束ね、幅広い子どもも施策を総合的に推進するため、今後5年程度を見据えた中長期の基本的な方針や重要事項を一元的に定める大綱) ●子ども未来戦略の閣議決定 (「若者・子育て世代の所得を増やす」、「社会全体の構造や意識を変える」、「すべての子ども・子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援する」の3つを柱に重点的に国が進めていく戦略)
令和6年	●子どもまんなか実行計画2024の策定 ●子ども・子育て支援法等の一部改正法の施行 (すべての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充（「子ども誰でも通園制度」など）、医療保険者から納付金を徴収する「子ども・子育て支援金制度」の創設など)

5. 計画の策定体制

(1) アンケート調査

本計画の策定にあたり、子育ての状況や生活の実態、保育サービスに対する量的・質的ニーズ等を詳細に把握するため、町内の就学前児童・小学生児童の保護者を対象に「子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

調査期間		令和6年2月22日～令和6年3月13日
調査方法		保育園・幼稚園・小学校に配布依頼、郵送による回収
回収状況	就学前	296／425件（回収率:69.6%）※平成31年調査回収数304件
	小学生	304／535件（回収率:56.8%）※平成31年調査回収数091件

(2) 板野町子ども・子育て会議

本計画の策定にあたり、支援法 第72条第1項の規定により、市町村等の合議制機関として設置が努力義務とされている「地方版子ども・子育て会議」として、子育て中の保護者や教育・保育施設の関係者、学識経験者等で構成する「板野町子ども・子育て会議」を開催し、本計画における教育・保育施設の利用量（ニーズ量）、子ども・子育て支援事業に係る事業量の見込み（目標量）や計画素案等について協議しました。

開催日	内容
令和6年11月5日（火）	・第3期板野町子ども・子育て支援事業計画(案)について ・ニーズ量の推計と目標量の設定について ・その他
令和7年2月5日（水）	・第3期板野町子ども・子育て支援事業計画(案)のパブリックコメントについて ・第3期板野町子ども・子育て支援事業計画(案)の承認について ・その他

(3) パブリックコメント

支援法 第61条第8項の規定により、市町村は市町村支援事業計画を定め、または変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用、その他内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることが、その他住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとされていることから、本計画の策定にあたってもパブリックコメントを実施しました。

実施期間	令和6年12月16日～令和7年1月10日
意見	0件

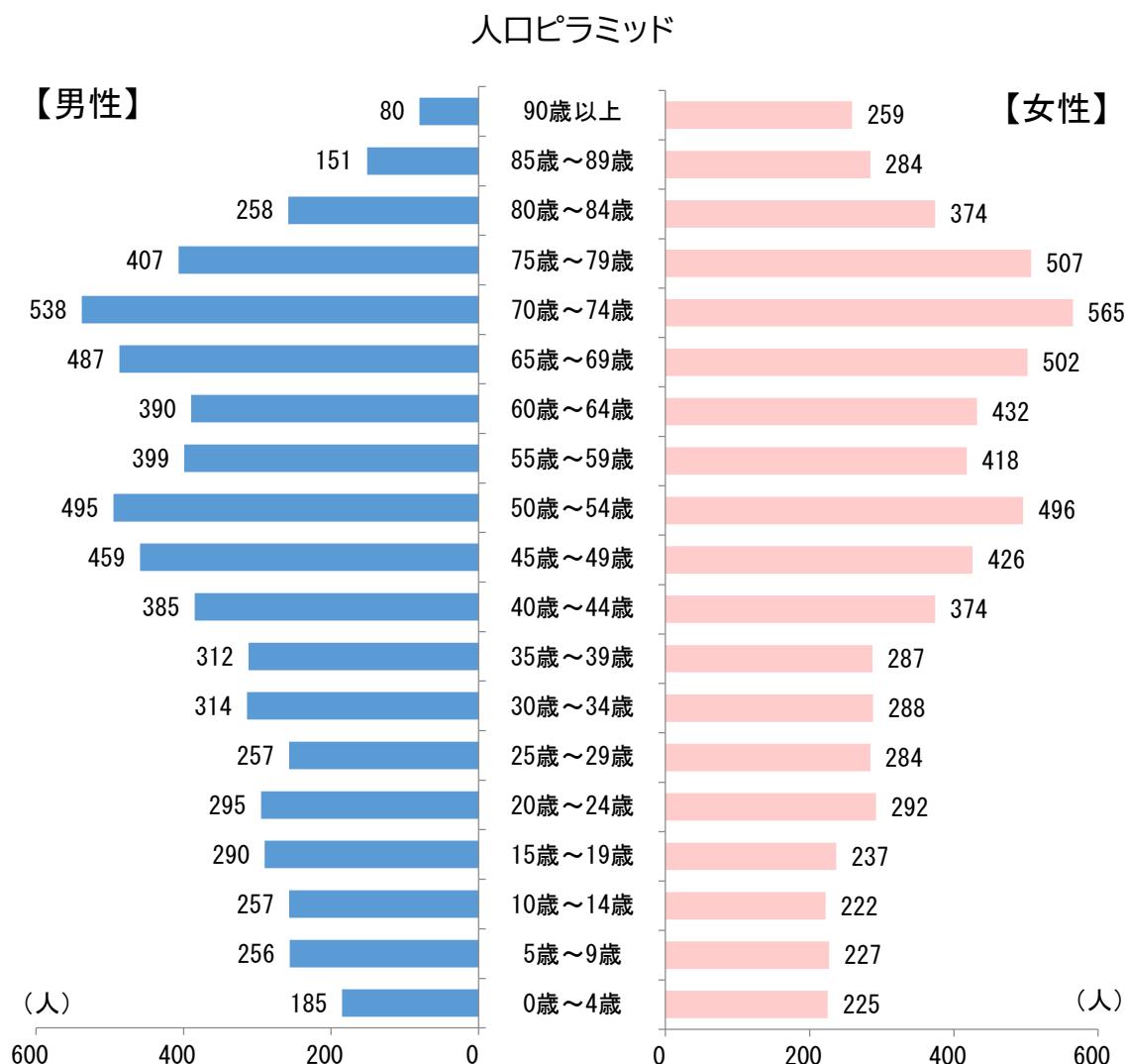
第2章 子ども・子育て家庭を取り巻く状況

I. 人口・世帯等の状況

(1) 人口ピラミッド(性別・5歳区分別人口)

本町の人口ピラミッドは、男女ともに「団塊の世代」と呼ばれる70~74歳が最も多い逆三角形型に近いひょうたん型で、「団塊ジュニア世代」と呼ばれる50~54歳も比較的多くなっています。

40歳を境に若年層が一段と少なくなっており、40歳未満を5歳区分別にみると、0~4歳の区分で最も人口が少ない状況です。

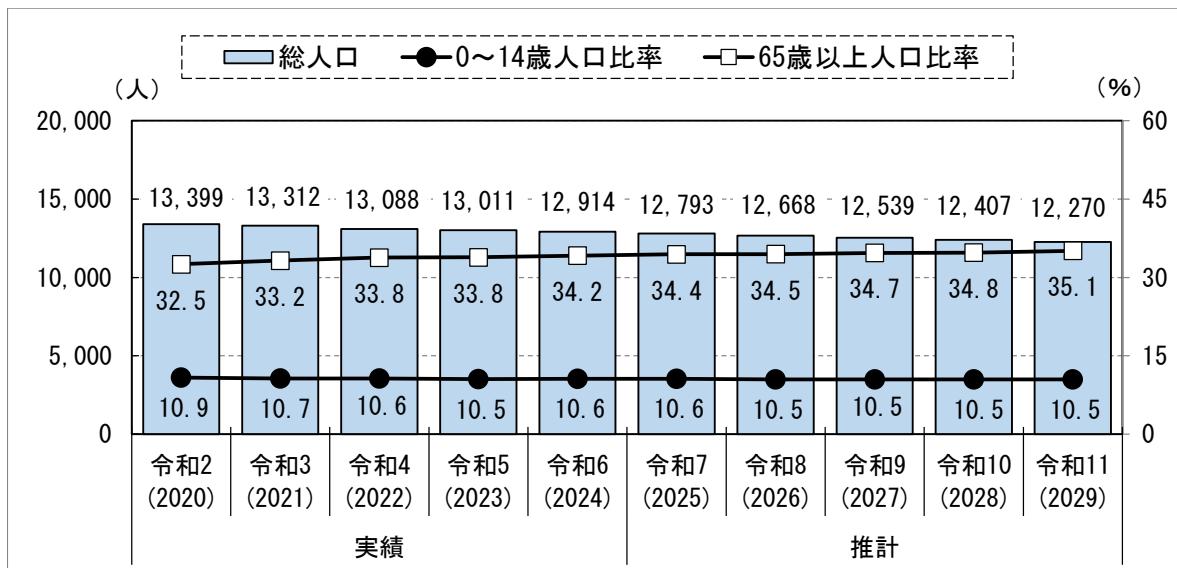


出典:住民基本台帳(令和6年4月1日現在)

(2) 総人口及び人口比率の推移と推計

住民基本台帳による総人口及び人口比率の推移と推計をみると、令和11年の総人口は12,270人、年少人口比率は10.5%になると推計されます。

総人口と人口比率の推移と推計



出典:住民基本台帳(令和6年4月1日現在)

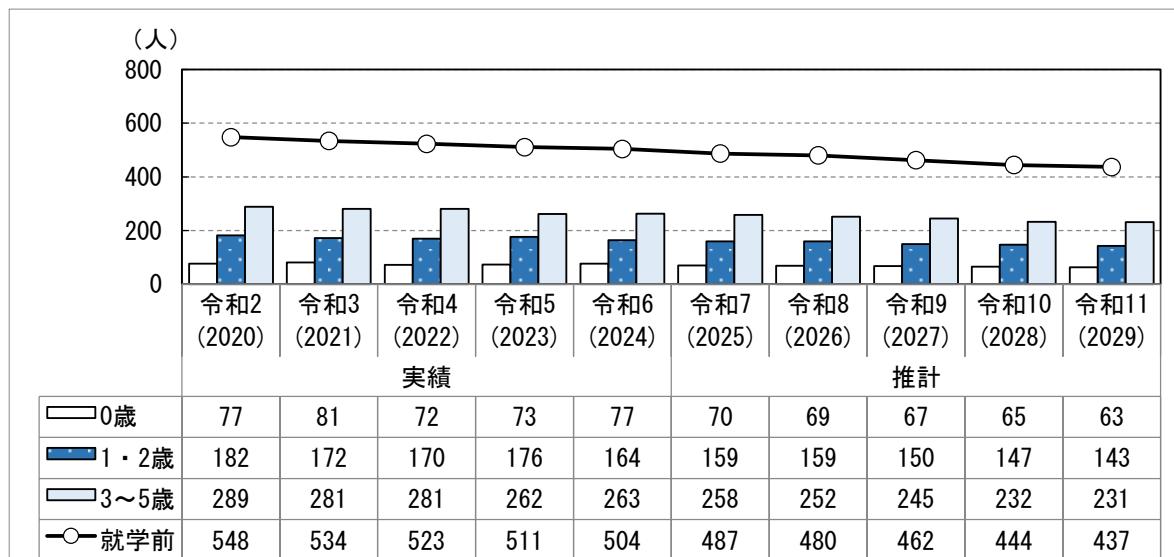
(3) 0~11歳人口の推移と推計

住民基本台帳による0~5歳(就学前児童)の人口は年々減少しており、令和11年には0歳が63人、1・2歳が143人、3~5歳が231人、あわせて437人になると推計されます。

6~11歳(小学生)の人口も減少傾向にあり、令和11年には6~8歳(低学年)が260人、9~11歳(高学年)が286人、あわせて546人になると推計されます。

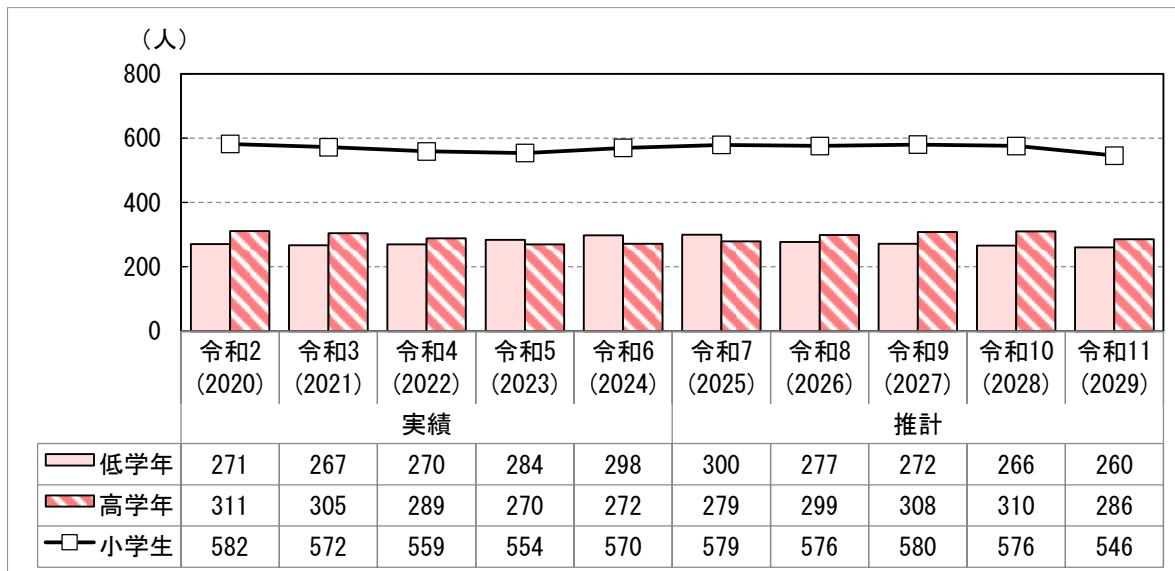
令和2年と令和11年を比較すると、0~5歳人口は約20%、6~11歳人口は約6%減少する見込みです。

0~5歳人口の推移と推計



出典:住民基本台帳(令和6年4月1日現在)

6~11歳人口の推移と推計



出典:住民基本台帳(令和6年4月1日現在)

（4）人口動態

令和元年から5年までの人口動態をみると、自然動態は死亡数が出生数を上回る自然減が続いており、社会動態は社会増と社会減の年がありますが、全体では5か年とも人口減となっています。

出生数は80人前後で推移していますが、令和3~4年は新型コロナウイルス感染症の影響があったかどうかは明らかではありませんが、他の年より少ない状況です。

		人口動態				
		令和元 (2019)	令和 2 (2020)	令和 3 (2021)	令和 4 (2022)	令和 5 (2023)
自然動態	出生数	87	83	75	71	87
	死亡数	159	171	194	199	228
	自然増減数	▲ 72	▲ 88	▲ 119	▲ 128	▲ 141
社会動態	転入数	411	413	375	432	457
	転出数	452	411	444	430	408
	社会増減数	▲ 41	2	▲ 69	2	49
人口増減数		▲ 113	▲ 86	▲ 188	▲ 126	▲ 92

出典:人口動態統計調査(各年1~12月)

2. 結婚・就業の状況

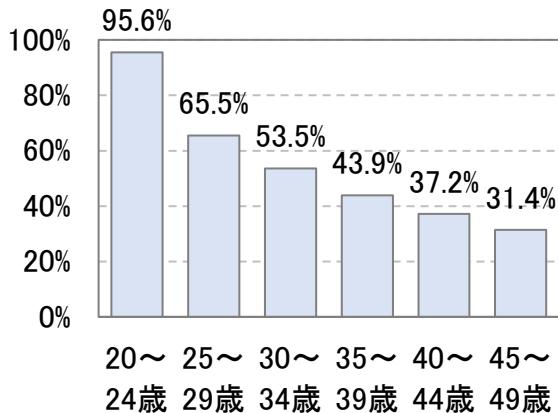
(1) 未婚率

本町の令和2年の男性の年齢別未婚率(離婚・死別を除く)をみると、「25~29歳」は全国平均や県平均より低いものの、「30~34歳」から「45~49歳」にかけて、いずれの層でも全国平均や県平均より高くなっています。

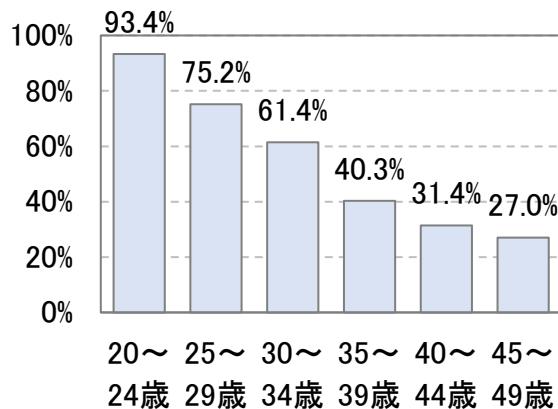
本町の平成27年と令和2年を比較すると、「25~29歳」と「30~34歳」で未婚率は低下したものの、「35~39歳」、「40~44歳」、「45~49歳」では上昇しています。

男性の年齢別未婚率

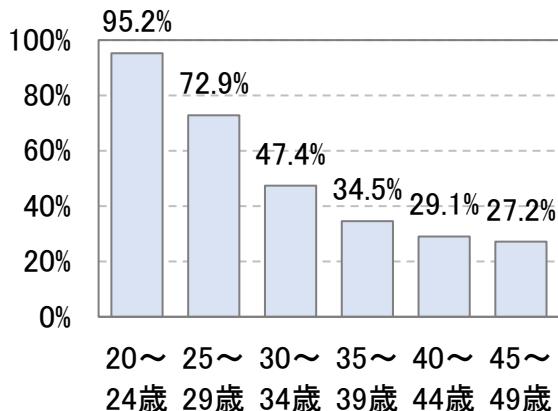
[令和2年板野町]



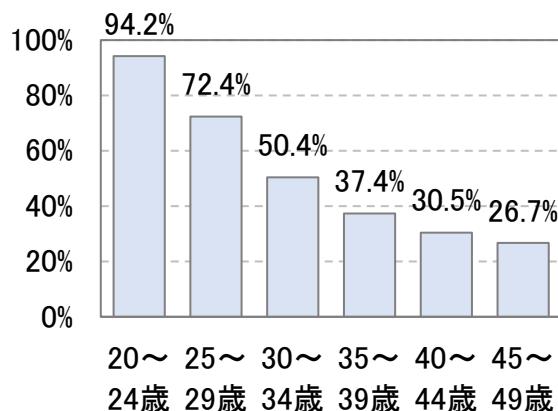
[平成27年板野町]



[令和2年全国]



[令和2年徳島県]



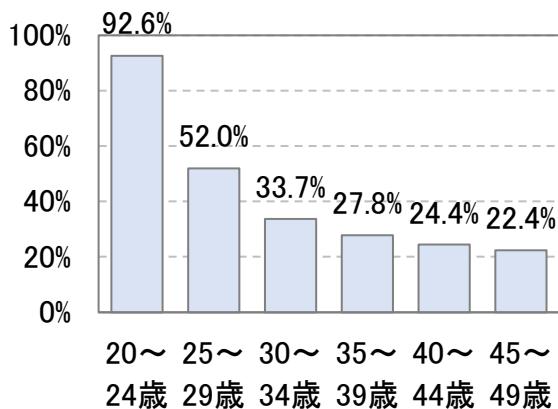
出典:国勢調査(配偶関係不詳者を除外して再集計)

令和2年の女性の年齢別未婚率(離婚・死別を除く)をみると、男性と傾向が類似し、「25～29歳」、「30～34歳」は全国平均や県平均より低いものの、「35～39歳」から「45～49歳」にかけて、いずれの層でも全国平均や県平均より高くなっています。

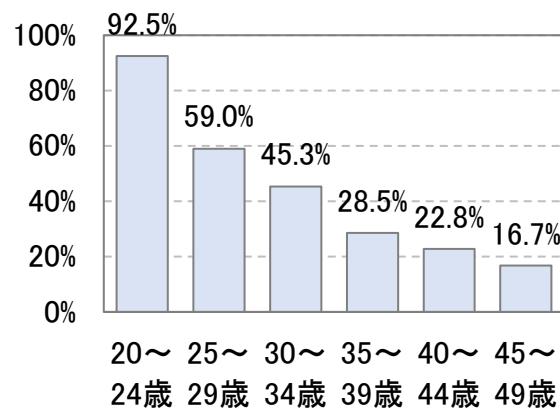
本町の平成27年と令和2年を比較すると、「25～29歳」と「30～34歳」で未婚率の大幅な低下がみられます。

女性の年齢別未婚率

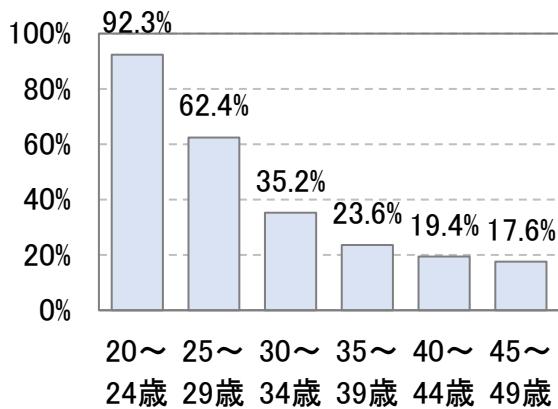
[令和2年板野町]



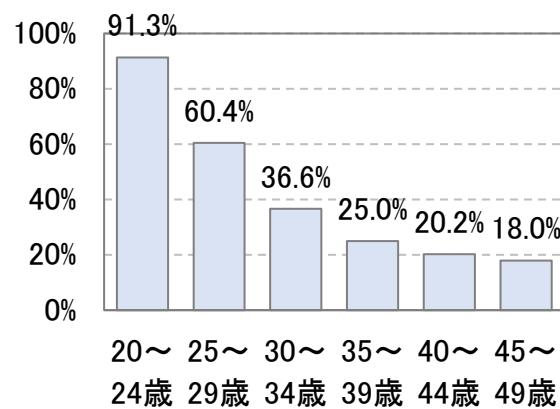
[平成27年板野町]



[令和2年全国]



[令和2年徳島県]



出典:国勢調査(配偶関係不詳者を除外して再集計)

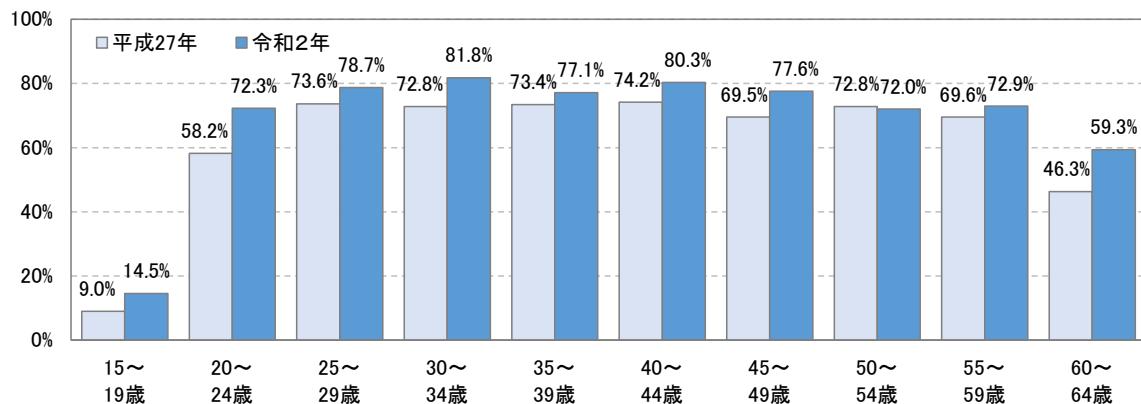
(2) 女性の年齢別就業率

本町の令和2年の女性の年齢別就業率は、「30～34歳」の層が81.8%で最も高くなっていますが、20代から50代まで80%前後で高位に分布しており、平成27年と比較しても、多くの年齢層で上昇しています。

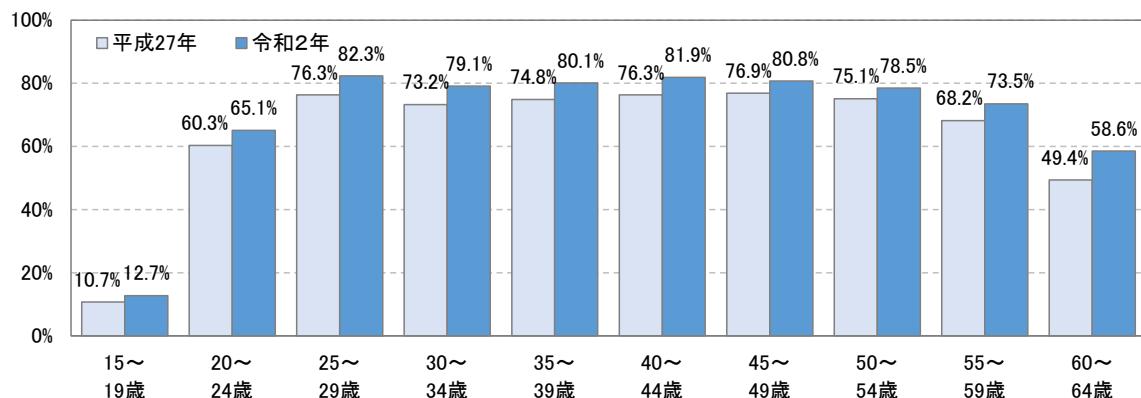
全国平均や県平均と比較しても、ほぼ類似した傾向を示していますが、30代の就業率が全国平均よりやや高い傾向がみられます。

女性の年齢別就業率

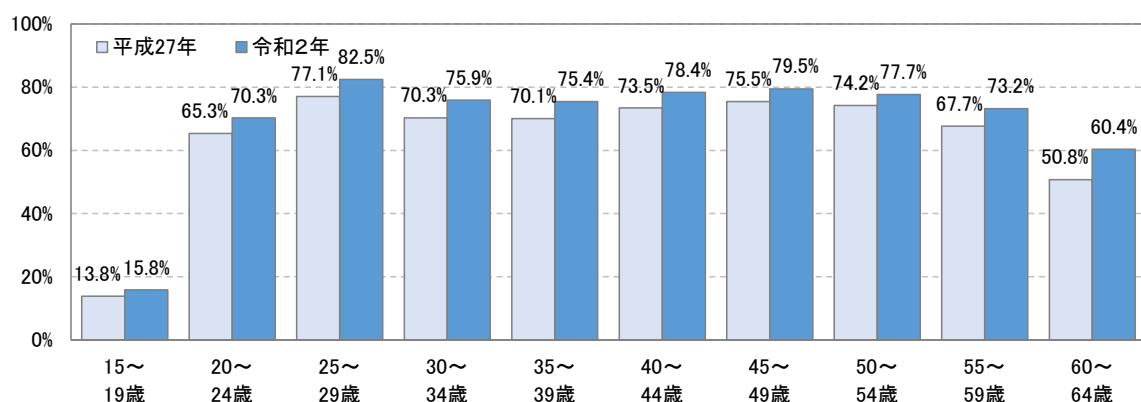
[板野町]



[徳島県]



[全国]



出典：国勢調査(労働力状態不詳者を除外して再集計)

3. 保育園・幼稚園・小中学校の状況

本町には、保育園(認可保育所)1園、幼稚園(分園を含む)4園、小学校(分校を含む)4校、中学校1校があり、いずれも町立園(校)です。幼稚園のうち、板野東幼稚園大坂分園は休園中です。

認定こども園はありません。

令和6年度当初では、本町に住民票がある児童のうち、板野保育園に228人、町内の幼稚園に162人が通園し、町外の保育園等を10人が利用しています。

保育園・幼稚園の所在地と開所時間

施設名	所在地	開所時間
板野保育園	大寺字岡ノ前20番地	平日 7:30~19:00 土曜 7:30~18:15
板野東幼稚園	吹田字町東8番地1	平日 8:00~18:00
板野東幼稚園大坂分園(休園中)	大坂字宮東20番地	平日 8:00~18:00
板野西幼稚園	那東字楠木15番地	平日 8:00~18:00
板野南幼稚園	下庄字真弓71番地	平日 8:00~18:00

小・中学校の所在地

学校名	所在地
板野東小学校	吹田字町東2番地
板野東小学校大坂分校	大坂字宮東20番地
板野西小学校	那東字泉西5番地
板野南小学校	下庄字栖養44番地
板野中学校	大寺字郡頭11番地

令和6年度の保育園・幼稚園の利用児童数

	町立保育園	町立幼稚園	広域入園
0歳児	14人		
1歳児	68人		
2歳児	67人		4人
3歳児	79人		2人
4歳児		75人	1人
5歳児		87人	3人
合計	228人	162人	10人

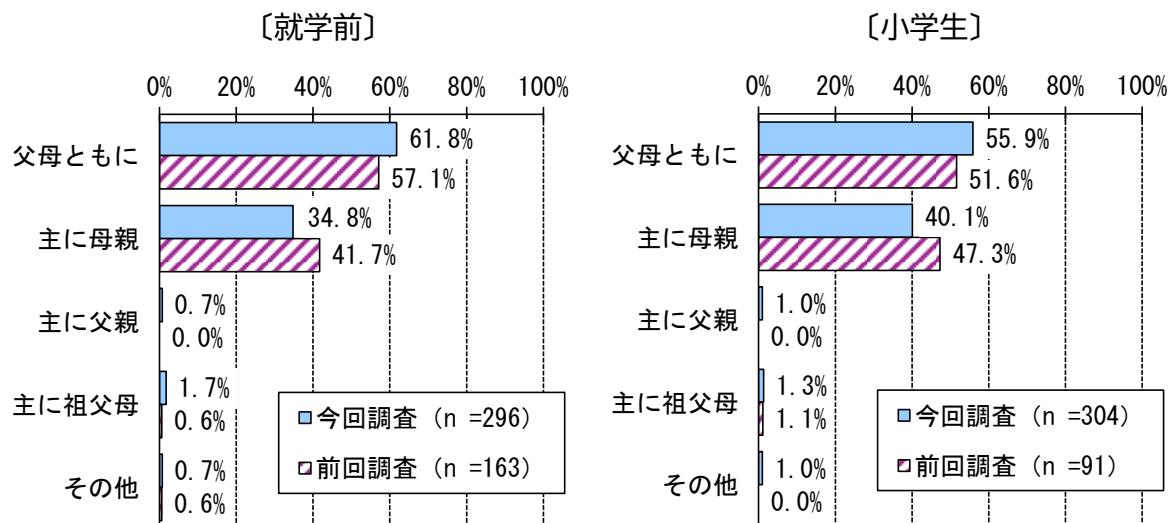
出典:住民課・教育委員会

4. アンケート調査からみた子育て家庭の現状やニーズ

令和5年度の子育て支援に関するアンケート調査からみた子育て家庭の現状やニーズは、以下のとおりです。なお、第2期計画策定時にも同様の調査を実施しており、経年変化も分析します。

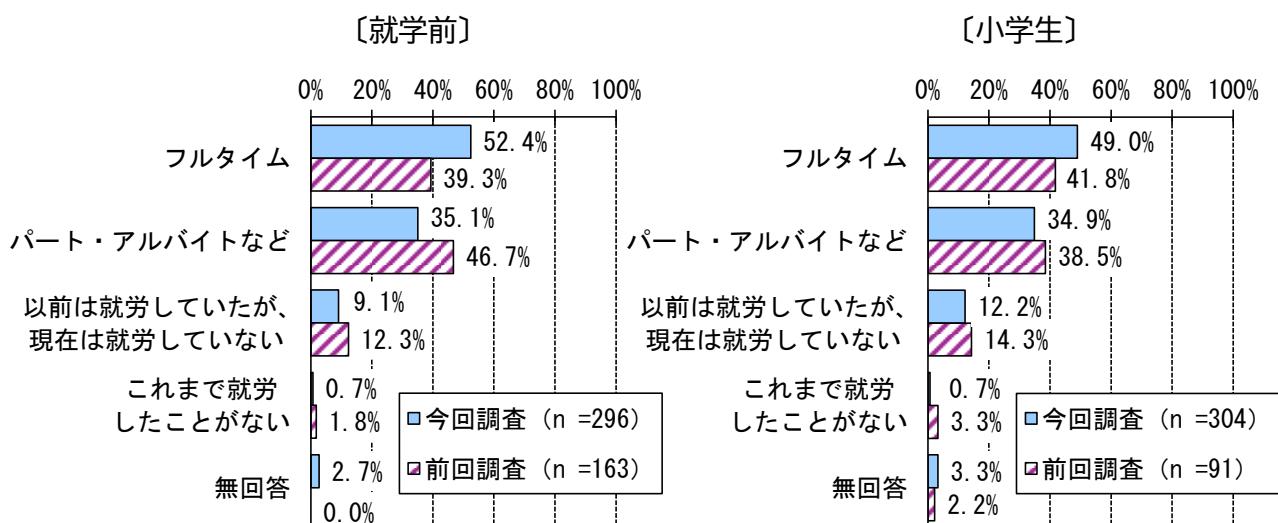
(1) 子育ての役割分担

子育てを主に行っている方は、就学前児童の保護者、小学生の保護者とも「父母ともに」、「主に母親」の順となっていますが、前回調査時より「父母ともに」の割合が上昇しています。



(2) 母親の就労状況

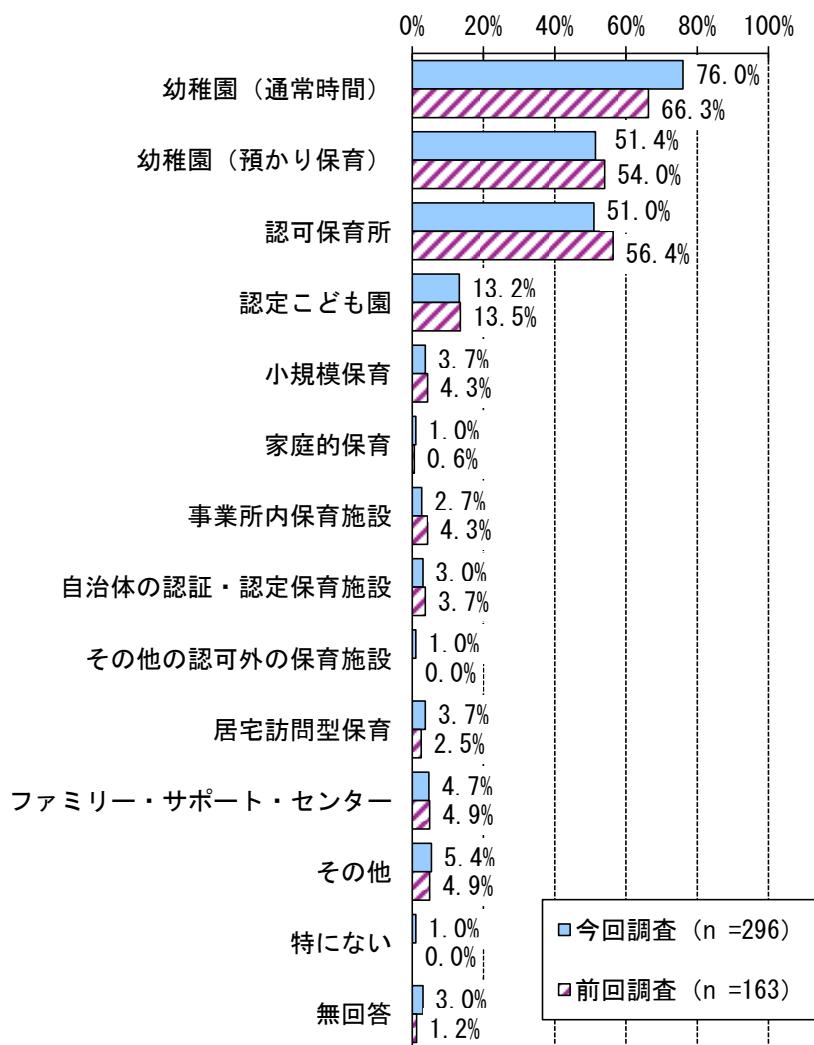
母親の就労状況は、「フルタイムでの就労」が就学前児童の保護者で52.4%、小学生の保護者で49.0%となっています。前回調査時より「パート・アルバイトなどでの就労」の割合が低下し、「フルタイムでの就労」の割合が上昇しています。



(3) 保育園・幼稚園等の利用希望

就学前児童の平日の保育園・幼稚園等の利用希望は、「幼稚園(通常時間)」が76.0%、「幼稚園(預かり保育)」が51.4%、「認可保育所」が51.0%、「認定こども園」が13.2%などとなっており、前回調査時より「幼稚園(通常時間)」の割合が上昇し、「認可保育所」の割合がやや低下しています。

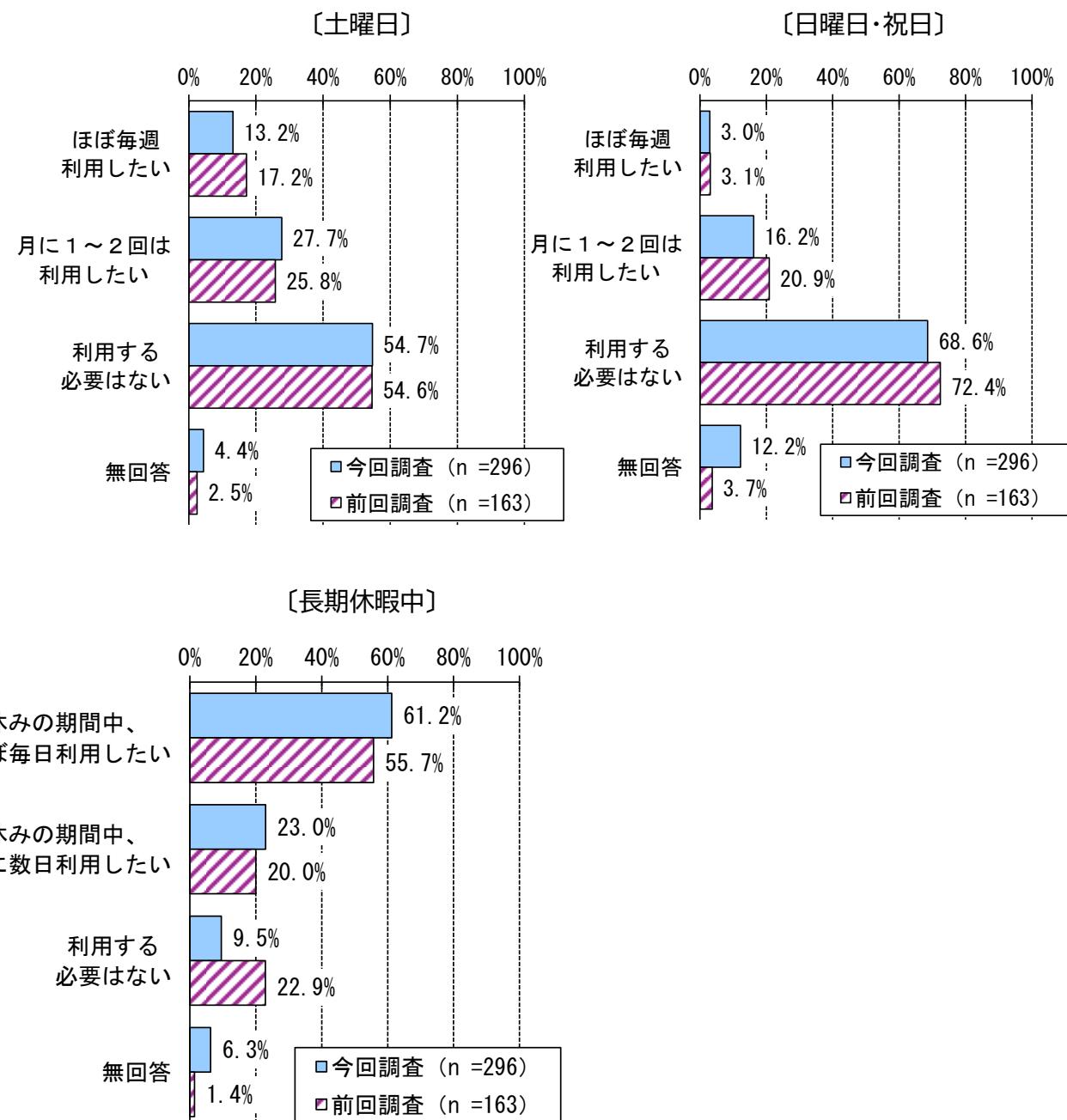
また、「小規模保育」、「居宅訪問型保育」など、本町にはない形態の事業についても利用希望があります。



(4) 保育園・幼稚園等の土曜日、日曜日・祝日や長期休暇中の利用希望

保育園・幼稚園等の土曜日、日曜日・祝日や長期休暇中の利用希望について、土曜日は「ほぼ毎週利用したい」が13.2%、「月に1~2回は利用したい」が27.7%、日曜・祝日は「ほぼ毎週利用したい」が3.0%、「月に1~2回は利用したい」が16.2%、長期休暇中は「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」が61.2%、「休みの期間中、週に数日利用したい」が23.0%となっています。

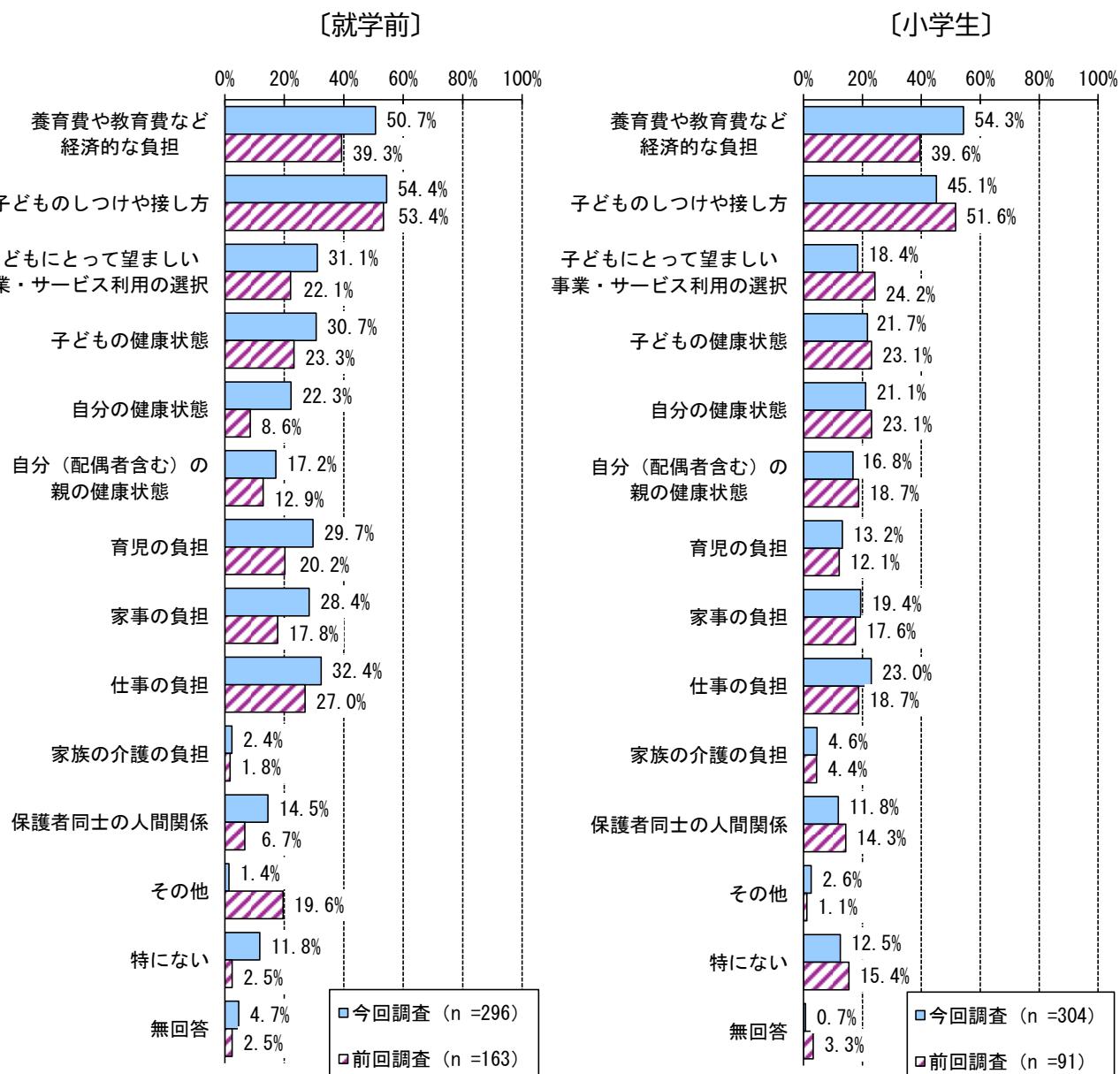
前回調査と比較すると、土曜日、日曜日・祝日の利用希望に大きな変動はみられないものの、長期休暇中の利用希望がやや上昇しています。



(5) 子育てに関する悩み

子育てに関する悩みについて、就学前児童の保護者では「子どものしつけや接し方」が54.4%と最も多く、小学生の保護者では「養育費や教育費など経済的な負担」が54.3%で最も多くなっています。

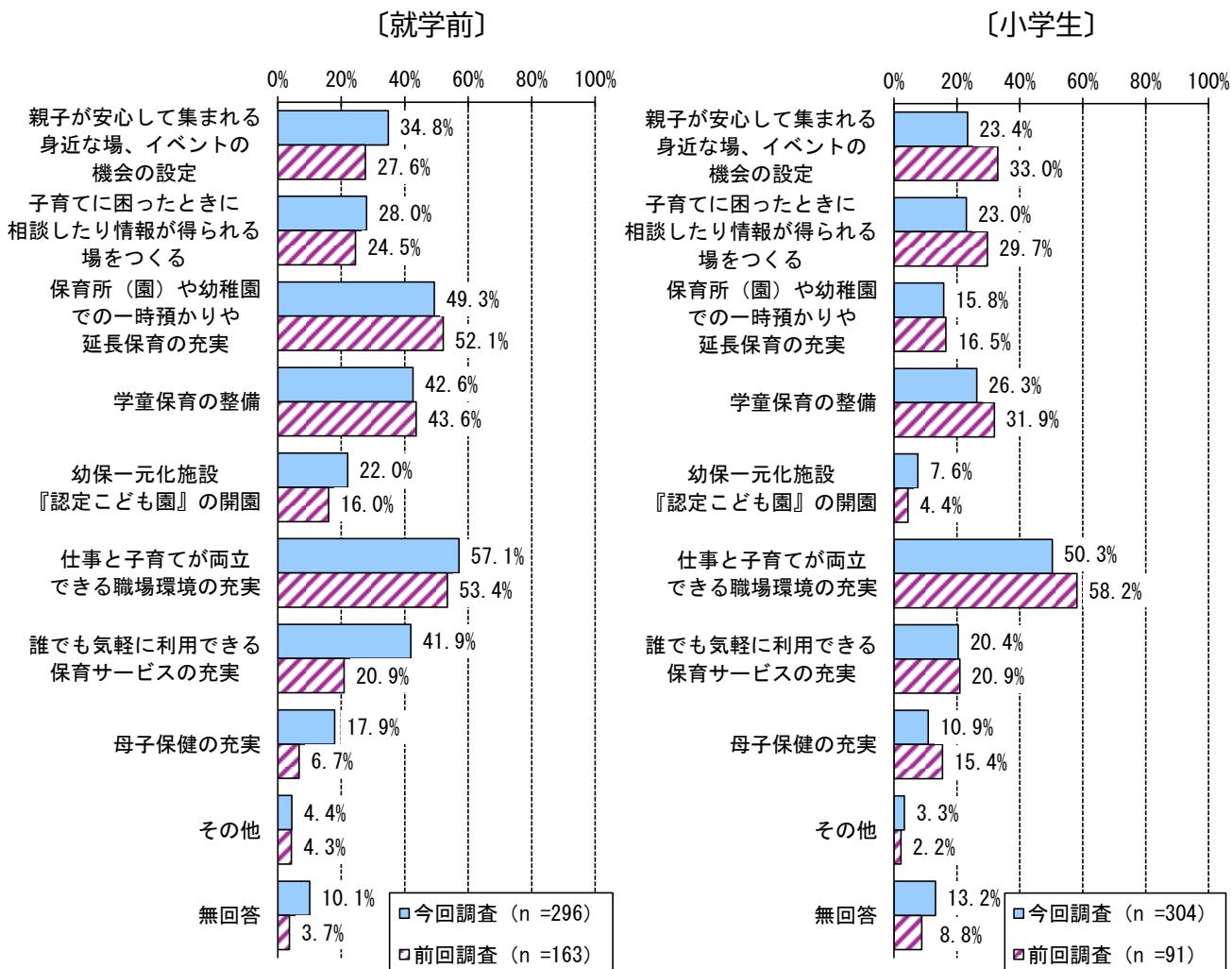
前回調査と比較すると、就学前児童の保護者、小学生の保護者とも「養育費や教育費など経済的な負担」の割合が顕著に上昇しています。また、就学前児童の保護者では「自分の健康状態」をはじめ、前回調査時より割合が上昇している項目が多くみられます。



(6) 必要な子育て支援施策

必要な子育て支援について、就学前児童の保護者では「仕事と子育てが両立できる職場環境の充実」が57.1%と最も多く、次いで「保育所(園)や幼稚園での一時預かりや延長保育の充実」(49.3%)、「学童保育の整備」(42.6%)の順となっており、小学生の保護者においても「仕事と子育てが両立できる職場環境の充実」が50.3%と最も多く、「学童保育の整備」(26.3%)と続いています。

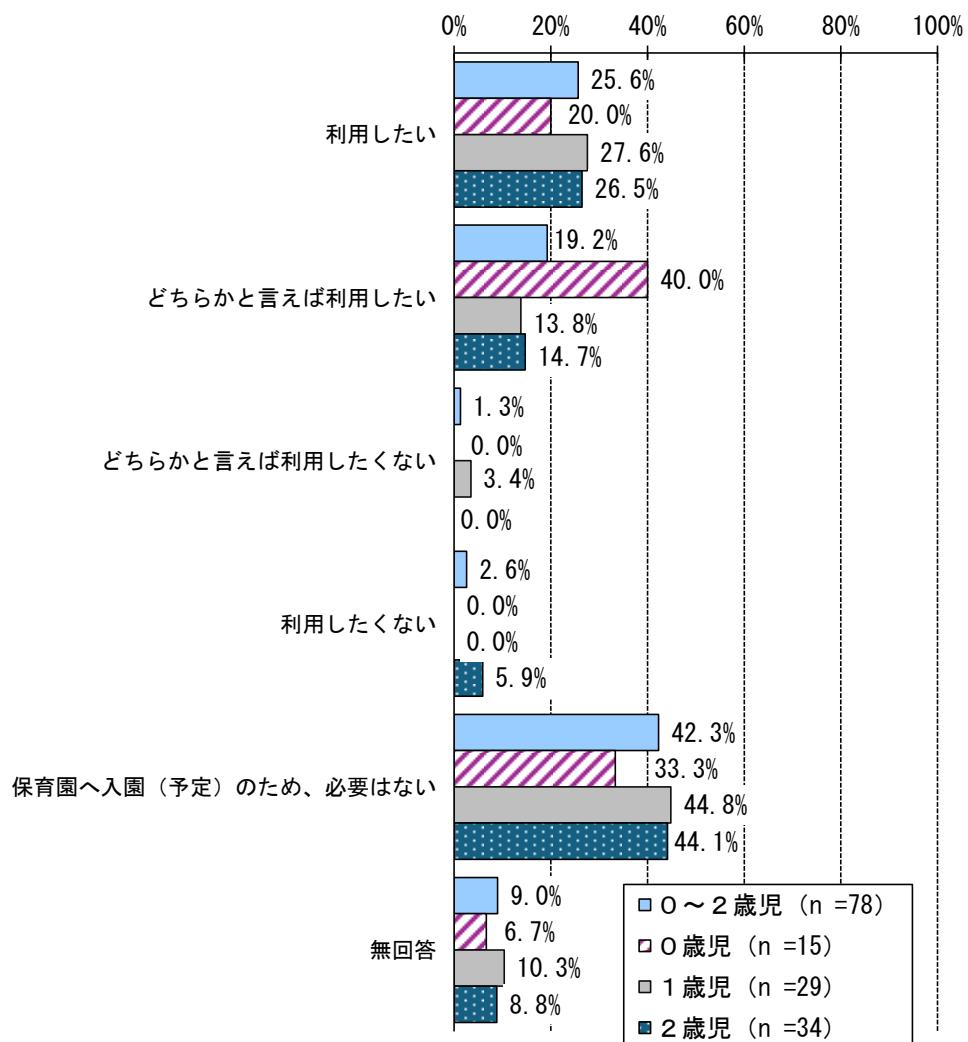
前回調査と比較すると、就学前児童の保護者では「誰でも気軽に利用できる保育サービスの充実」の割合が大幅に上昇しています。



(7) 「こども誰でも通園制度」の利用希望

令和8年度から全自治体での実施を国が目指している「こども誰でも通園制度」(0~2歳児対象)の利用希望について、0~2歳児の保護者全体では、「利用したい」が25.6%、「どちらかと言えば利用したい」が19.2%、「どちらかと言えば利用したくない」が1.3%、「利用したくない」が2.6%、「保育園へ入園(予定)のため、必要はない」が42.3%で、利用意向があることがわかりました。

「利用したい」という回答者すべてが利用に至るわけではありませんが、こうしたニーズを受けて、本町においても、当該サービスの受け皿づくりを進める必要があります。



こども誰でも通園制度：

0~2歳児が保護者の就労要件を問わずに、保育所等で保育を受けられる制度のこと

第3章 計画の基本的な考え方

I. 基本理念

〔児童の権利に関する条約〕にあるように、すべての子どもの生命と人権が尊重されなければなりません。子どもは、家族の一員としてかけがえのない存在であり、これから社会を担う大切な存在です。子ども一人ひとりが心身ともに健やかに育つことは、親や家族をはじめ、すべての人に共通する願いでもあります。

『第1期 子ども・子育て支援事業計画』策定以降、子どもを産み育てるものの尊さや喜びを理解し、子どもの健全な成長を見守り支える地域社会を形成していく考えのもと “**共に育ついたの**” を基本理念に掲げ、子どもが健やかに育つ家庭環境と子育て支援のさまざまな取り組みや地域のふれあいを通して、子どもがのびのびと育つまちの実現に向けて、これまで各種施策に取り組んできました。

また、『板野町総合戦略』では、基本目標の一つに「妊娠・出産・子育ての環境づくり」が掲げられ、“**子育て日本一**”を目指し、妊娠・出産・子育ての一連のライフステージで一貫した支援体制の充実に努めてきました。

本計画においても、基本理念を継承するとともに、近年、大きな問題となっている「児童虐待」、「子どもの貧困」、「子どもの居場所」などの社会問題も踏まえ、親が子育ての第一義的責任を有することを基本認識とし、家庭やその他の場において、子育ての意義について理解を深め、子育ての喜びを実感し、地域全体で子育てを支えることで、子どもが心身ともに健やかに成長できる社会の実現を目指すものとします。

基本理念

【共に育つ いたの】

2. 基本的な視点

基本理念を実現するため、次の4点を基本的な視点として、施策に取り組みます。

I

子どもの視点

いかなるときも子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮し、「子育ては家族が協力して行うべきこと」、「すべての子どもとその家庭を支援する」という視点に立って取り組みます。

2

次代の親としての視点

子どもは成長して次代の親となる存在であり、豊かな人間性を形成し、将来、自立し家庭を持てるよう、「子どもの心身の健やかな育ち・成長」の視点に立って取り組みます。

3

地域で支援する視点

子育ては、父母等の保護者が第一義的責任を有するという基本認識のもと、行政だけではなく地域や事業所を巻き込んだ共通課題として、協働で取り組むことが必要となっています。

そのため、地域で子育てに関する活動を行うボランティア団体や民生児童委員をはじめとする「地域の力」、「教育施設等の社会資源の活用」、「家庭と仕事の両立」の視点に立って取り組みます。

4

サービス利用・提供の視点

子どもを中心とした子育て支援を目指し、サービスの質を図り、子どもとその家庭の状況に配慮した「サービス利用者」の視点に立って取り組みます。

3. 基本目標と施策体系

基本目標1

健やかな育ち（子どもたちが健やかにのびのび育つ）

次代を担う子どもたちが、健康でこころ豊かに育つためには、子どもの視点に立って、子どもの成長を育んでいくことが必要です。健やかな発育支援をはじめ、一人ひとりの個性を大切にした教育や恵まれた自然環境を生かし、さまざまな体験を通して、健やかに成長できる環境を整備し、「子どもたちが健やかにのびのび育つまち」を目指します。

1.親子の健康支援	母子保健の推進 子どもの成長にあわせた健康支援
2.子どもの健全育成の支援	子どもの人権の尊重 児童館を中心とした子どもの居場所づくり 交流・体験活動等の推進
3.生きる力を育む教育の充実	確かな学力と豊かなこころの育成 障がいのある子どもの受け入れ環境の充実

基本目標2

子育て支援（子育て家庭が安心していきいき子育てできる）

これから子どもを産み育てたいと考えている人や子育て家庭が、安心していきいきと子育てできるよう、「子育て日本一」を目指して、「妊娠・出産・子育て」とつながる切れ目のない支援サービスの充実を図ります。

1.子ども・子育て支援サービスの充実	教育・保育事業の充実 地域子ども・子育て支援事業の充実
2.子育て家庭への支援体制の充実	相談機能・情報提供体制の充実 子育て家庭への経済的支援 こどもの貧困対策の推進
3.関わりが必要な親子への支援体制の充実	ひとり親家庭の自立支援 児童虐待防止対策の推進

基本目標3

温かく包む地域（子どもの成長と子育て支援に地域が関わる）

子どもは、未来を担うかけがえのない存在です。地域が子どもの成長や子育てに関わることは、子ども・子育て家庭にとって大切なことであり、地域全体で子どもを育てる取り組みを推進します。あわせて、子育てと仕事が両立しやすい就労環境の向上に努めます。

1. 地域ぐるみ子育ての推進	子育て支援ネットワークの充実 ワーク・ライフ・バランスの推進
2. 安心・安全な暮らしづくりの推進	子どもと子育てにやさしいまちづくり 安心・安全のまちづくり



第4章 基本目標ごとの施策と取り組み

I. 健やかな育ち（子どもたちが健やかにのびのび育つ）

（1）親子の健康支援

女性にとって、妊娠・出産は心身ともに大きな変化をもたらします。近年の核家族化や衰退する地域のつながりは、出産・育児経験者から育児に関する知識や情報を得られる機会を妨げるとともに、妊娠婦が家族から十分な援助を受けづらい状況にあります。

また、女性の社会進出が進み、就労しながら妊娠期を過ごす女性も多いことから、産前・産後の心身的なサポートを充実していくことが必要となっています。

母子保健の推進

① 妊婦健康診査		● 【担当課】福祉保健課（健康相談室）
概要	妊娠健康診査を県内の協力医療機関で行える受診券を、母子健康手帳取得時に交付しています。妊娠期間に妊娠健康診査を14回公費で受診することができます。妊娠健康診査を通じて、妊娠期の健康管理を働きかけるとともに、必要に応じて、電話・面接・訪問等で、きめ細かな対応に努め、妊娠への支援を行っています。	
今後の方向性	妊娠健康診査の受診率100%を目指して、引き続き、受診勧奨を行うとともに、健診結果で何らかの問題や支援が必要な妊娠には、医療機関と連携し、個別訪問を行います。	

② 妊産婦訪問		【担当課】福祉保健課（健康相談室）
概要	初めての出産を控えた妊娠には、出産・育児不安の軽減や出産後の子育て支援を目的とした妊娠婦訪問を行っています。	
今後の方向性	初妊娠の訪問率100%を目指して、引き続き、妊娠・出産・子育てなどの不安や悩み相談に対応するとともに、子育てに関する情報提供を行います。	

③ 産後ケア事業 [新設]		● 【担当課】子育て相談センター
概要	生後1年未満児とその母親に、助産師等が体調やこころのケア、授乳や沐浴のアドバイス、乳児の発育の確認等を行っています。 令和7年1月より子育て相談センターにおいて、実施しています。	
今後の方向性	産後も安心して子育てができるよう、医療機関等と連携して、通所型、訪問型、宿泊型の産後ケアの利用の拡大に努めます。	

※●は、P52～61にある地域子ども・子育て支援事業とその関連事業であることを示しています。

④ 妊婦等包括相談支援事業 〔新設〕		● 【担当課】福祉保健課(健康相談室)
概要	妊婦とその配偶者等に面談等を行い、必要な情報提供や相談に対応するとともに、ニーズに応じて、必要な支援につなげる伴奏型相談支援を行います。	
今後の方向性	令和7年度より健康相談室において、事業を開始します。 妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てる面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ相談支援に努めます。	

⑤ 乳児健康診査		【担当課】福祉保健課(健康相談室)
概要	<p>発達段階にあわせた健康診査(3~4か月児、6~7か月児、9~10か月児、1歳児健診)を行っています。</p> <p>また、子どもの発達や健康などに関する知識や情報を提供するとともに、母子の健康状態や生活・育児状況等を把握し、育児不安の軽減につながるよう、相談対応や保健指導を行っています。</p> <p>乳児健康診査の未受診児の保護者には、電話・訪問等で受診勧奨を行うとともに、未受診児の把握に努めています。</p>	
今後の方向性	<p>引き続き、乳児健康診査の未受診児の把握に努めるとともに、経過観察児のフォローを行います。</p> <p>また、複雑化する相談に適切に対応できるよう、関係機関との連携強化を図ります。</p>	

⑥ 幼児健康診査		【担当課】福祉保健課(健康相談室)
概要	<p>1歳6か月児健康診査、2歳児歯科健康診査、3歳児健康診査を行っています。</p> <p>受診率は約90%で、母子保健推進員や関係機関と連携し、年齢に応じた支援体制を構築しています。</p> <p>健診後はカンファレンスを行い、経過観察児の確認や情報共有を行っています。</p>	
今後の方向性	引き続き、幼児健康診査の未受診児の把握に努めるとともに、関係機関と連携し、経過観察児のフォローを行います。	

⑦ 予防接種事業		【担当課】福祉保健課
概要	<p>感染症予防についての啓発や予防接種法に基づく予防接種(ロタウイルス、B型肝炎、小児肺炎球菌感染症、五種混合、二種混合、BCG、麻しん風しん混合、水痘、日本脳炎、ヒトパピローマウイルス感染症)を定期的に行い、感染症の恐れがある疾病予防やまん延予防に努めています。</p> <p>未接種児には、年度当初だけでなく、対象年齢にあわせた接種勧奨を行っています。</p>	
今後の方向性	未接種児の保護者には、乳幼児健康診査時に、感染症予防や予防接種の重要性について啓発し、接種勧奨を行います。	

⑧ 健康教育		【担当課】福祉保健課(健康相談室)
概要	<p>保育園・幼稚園等と連携し、年齢に応じた子どもの健康に関する情報提供や意識啓発に努めるとともに、健康診査等の機会を通じて、乳幼児の事故防止の啓発や離乳食など、食生活について情報提供も行っています。</p> <p>食事相談・離乳食講座</p> <p>乳幼児健康診査時の栄養相談では、子どもの成長にあわせた個別相談を行っています。股関節脱臼教室では、離乳食講座(離乳食の始め方)を行っています。</p> <p>ベビーマッサージ講座</p> <p>7か月未満の乳児には、健康診査時に、ベビーマッサージ講座を行っています。</p>	
今後の方向性	<p>食事相談・離乳食講座</p> <p>生活リズムを整え、正しい食習慣が身につくよう、食事に関する情報提供を行います。</p> <p>ベビーマッサージ講座</p> <p>参加しやすい雰囲気づくりや講座内容の充実に努め、参加意欲の助長を図ります。</p>	

⑨ 乳児家庭全戸訪問事業		● 【担当課】子育て相談センター
概要	<p>生後4か月までの乳児がいる全家庭を保健師・助産師等が訪問し、身体計測や発育・栄養状態等の必要な確認を行うとともに、子育てに関する情報提供や必要に応じて、保健指導を行っています。</p> <p>また、支援が必要な家庭には、関係機関と連携し、適切なサービスにつなげています。</p> <p>町外に里帰り中の産婦・新生児には、希望があれば里帰り先まで訪問し、早期に支援できる体制づくりに努めています。</p>	
今後の方向性	引き続き、すべての新生児に訪問指導するとともに、支援が必要な家庭には、産婦や乳幼児への継続した家庭訪問を行います。	

⑩ 養育支援訪問事業		● 【担当課】子育て相談センター
概要	出産後間もない時期や子どもの養育に支援が特に必要な家庭を保健師・助産師等が訪問し、育児等の援助や養育に関する専門的な相談支援・指導を行うことで、家庭が抱える問題解決や育児不安・育児負担の軽減に努めています。	
今後の方向性	養育支援が必要な家庭には、適切な時期に保健指導を行います。	

⑪ 乳幼児発達相談事業		【担当課】福祉保健課(健康相談室)
概要	健康診査時や保護者からの相談で、ことばや発達に不安のある子どもには、言語聴覚士等による相談・指導や、必要に応じて、療育機関の紹介も行っています。	
今後の方向性	育児不安の軽減や早期療育・早期治療に適切につなげるよう努めます。	

子どもの成長にあわせた健康支援

① 健全母性育成事業		【担当課】福祉保健課(健康相談室)
概要	中学生を対象に、性について正しい知識を啓発することで、自身の体について理解を深め、自らの意思で行動できる力を身につけさせるとともに、次世代の親となるための十分な知識を養っています。	
今後の方向性	性や性感染症予防に関する正しい知識の普及啓発に努めるとともに、中学校と連携し、各年代が抱える問題や課題に応じた健康教育を行います。	
② 食育の推進		【担当課】産業課
概要	『板野町食育推進計画』に基づき、子どもたちの成長を支える食育活動を推進しています。単なる「食事」にとどまらず、「食べること」を通して、「人とのつながり」や「食事の楽しさ」、「マナー」などが身につくよう努めています。	
今後の方向性	地場産農作物を学校給食に積極的に取り入れることで、児童生徒や保護者に、地域の食文化への意識啓発に努めます。	
③ 子育て相談センター		● 【担当課】子育て相談センター
概要	平成31年4月 妊娠期から子育て期まで切れ目なく支援する拠点として、町民センター1階に、板野町子育て相談センターを設置しています。妊娠・出産・子育てなどに関する情報提供や関係機関との連絡・調整等、各種相談や支援サービスをワンストップでサポートしています。	
今後の方向性	センターの役割について周知に努めるとともに、支援プランの策定や必要に応じて、保健・医療・福祉の関係機関との連絡・調整を行います。また、妊娠婦・乳幼児等の実態把握に努めるとともに、妊娠・出産・子育てなどの相談に対応し、必要な情報提供や助言・保健指導を行います。	

(2) 子どもの健全育成の支援

子どもはさまざまな体験を通して、多くのことを学び、吸収して成長し、そこで得たものはこれから的人生の礎となり、生活の知恵として身についていくものです。子ども一人ひとりの権利・人格を尊重しながら、多くの住民が子どもの育ちに関わりあうことで、子どもたちは地域を身近に考える機会を得て、将来、地域に元気を与える存在となります。

本町では、子どもたちの放課後の居場所を確保し、子育て家庭が集える場として利用されるよう、小学校に隣接する児童館を無料開放するとともに、「子どもにやさしいまちづくり事業」の世代間交流や体験活動を通して、子どもの健全育成を推進しています。

子どもの人権の尊重

① 子どもの権利擁護		【担当課】住民課、人権コミュニティ課、子ども家庭総合支援センター
概要	子ども一人ひとりが人格を持ち、それぞれの人生を幸せに生きる権利を持っています。子ども一人ひとりの人権を尊重し、その存在や意思が大切にされ、子ども自身が持てる力を発揮し、のびのびと成長することができるよう、子どもの権利擁護について意識啓発に努めるとともに、その取り組みを推進しています。	
今後の方向性	ホームページやパンフレット等で、権利擁護について周知や意識啓発に努めます。	

*児童の権利に関する条約(子どもの権利条約) (平成6年5月16日 公布)

【4つの権利】

- 1 生きる権利 (すべての子どもの命が守られること)
- 2 育つ権利 (もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療や教育、生活への支援などを受け、友達と遊んだりすること)
- 3 守られる権利 (暴力や搾取、有害な労働などから守られること)
- 4 参加する権利 (自由に意見を表したり、団体を作ったりできること)

② 子どものための相談支援体制		【担当課】住民課、福祉保健課、教育委員会、子ども家庭総合支援センター
概要	子どもの悩みやこころの問題に適切に対応し、健やかな成長を支援するため、教育・保育施設等の相談窓口と児童家庭支援ネットワーク(P43)が連携し、子どものための相談支援体制を構築しています。	
今後の方向性	引き続き、教育・保育施設や児童家庭支援ネットワーク等が連携し、子どものための相談支援体制の充実を図ります。	

児童館を中心とした子どもの居場所づくり（放課後児童対策）

国では、子ども・子育て支援法において、共働き家庭の小学生の放課後の居場所として、放課後児童クラブを地域子ども・子育て支援事業に位置づけ、提供体制の充実を目指すとともに、「放課後子ども総合プラン」により、共働き家庭に限らないすべての小学生を対象とした放課後子ども教室との一体的実施を推進してきました。

本町では、小学生の放課後の居場所として、児童館の運営体制が充実しており、放課後児童クラブを実施していませんが、今後も児童館と放課後子ども教室による子どもの居場所づくりを強化し、ニーズに応じた施策を検討していきます。

① 放課後子ども教室		● 【担当課】教育委員会
概要	町内3小学校にコーディネーターを配置し、毎月の行事計画をもとに、週1～2回、放課後や週末等に地域の方の協力を得て、安心・安全な環境下で、学習・スポーツ・文化活動・地域との交流活動等を行っています。	
今後の方向性	教室運営に携わるコーディネーターやボランティアの確保に努めます。 また、地域の方に参画してもらうことで、地域全体で子どもを見守る体制を構築します。	

② 児童館運営事業		● 【担当課】住民課、指定管理者
概要	町内3小学校に隣接する児童館は、子どもが放課後等に過ごす居場所として、定着しています。 安心・安全な遊びの場を提供するとともに、遊び等を通して、子ども同士が交流を深め、自主性や社会性等を伸ばすことができるよう、児童館運営に努めています。	
今後の方向性	児童の健全な遊びと健康の増進を図るとともに、子ども自らが自主性等を養えるよう、児童の健全育成に努めます。 身近な子どもの遊びの場・子育て家庭の集える場として利用されるよう、安全確保に十分配慮した運営の充実を図ります。	

交流・体験活動等の推進

① 子どもにやさしいまちづくり事業		【担当課】社会福祉協議会
概要	<p>健全育成事業として、ジュニアボランティア育成、TIC運動、世代間交流を行っています。</p> <p><u>ジュニアボランティア育成講習会</u> 障がい者への理解を目的に、小中学生・高校生を対象とする手話・点訳講習会</p> <p><u>TIC運動</u> 社会性・協調性を養うことを目的に、保育園や児童館で、中学生・高校生による読み聞かせボランティア</p> <p><u>世代間交流事業</u> 小学校で、児童と高齢者等の世代間交流 【東小】昔のくらし等についての話や昔の遊び(お手玉、こま回し等) 【西小】昔の遊び(お手玉、めんこ等)、町民音頭、金管バンド部の演奏 【南小】昔の道具等についての話や昔の遊び(お手玉、こま回し、折り紙等)</p>	
今後の方向性	障がい者への理解を深めるため、事業内容の充実を図るとともに、学校から協力が得られるよう、働きかけを行います。	

② 家庭教育等の推進		【担当課】教育委員会
概要	<p>子どもの生活基盤である家庭での教育力を向上させ、健やかでこころ豊かに、子どもを育てられるよう支援しています。</p> <p>学校が家庭や地域と協力し、子どもがのびのびと育つことのできるまちづくりに向けて、関係機関が連携し、PTA活動や保護者会等が、講演会等を通して、研修を行っています。</p>	
今後の方向性	PTAや子育て支援施設・子育て支援関係者との連携を強化するとともに、研修内容の充実を図ります。	

(3) 生きる力を育む教育の充実

子どもたちには、知識や技能に加え、自分で課題をみつけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、問題解決する「確かな学力」、他人への思いやりや感動を共感する「豊かなこころ」、たくましく生きる「健やかな体」の知・徳・体のバランスがとれた『生きる力』を身につけることが求められています。

『生きる力』を育むためには、学校だけではなく、家庭や地域など社会全体で取り組むことが必要となっています。

確かな学力と豊かなこころの育成

① 幼児教育の充実		【担当課】教育委員会、保育園
概要		基本的な生活習慣の確立・自立を図るとともに、学力の基礎となる文字や数字を遊びのなかで、自然に触れられる機会を設けています。 『生きる力』の基礎となる体験がたくさんできるよう、研修等を通して、教員等の指導力向上を図るなど、保育園・幼稚園での幼児教育を推進しています。
今後の方向性		引き続き、関係機関等と連携し、幼児教育の充実を図ります。

② 学校教育の充実		【担当課】教育委員会
概要		T・T(チーム・ティーチング)制度や少人数学級を活用し、児童生徒一人ひとりの個性を大切にしながら、その能力を最大限に伸ばす学校教育を推進しています。 また、学校運営協議会制度を活用し、学校運営等への参画・評価するとともに、地域に根ざした学校の取り組みも推進しています。
今後の方向性		引き続き、小・中学校の指導計画に目標等を掲げ、学習環境の向上に努めます。

③ 福祉教育の推進		【担当課】教育委員会、社会福祉協議会
概要		幼少期から福祉に関心を持ち、自ら考え、行動できる力を養うため、特別支援学級や板野支援学校との交流を通して、障がい者への正しい理解を深めるなど、学校での福祉教育を推進しています。 また、学校の指導計画に基づき、総合学習の時間等を活用して、福祉教育に取り組んでいます。
今後の方向性		引き続き、障がい者への理解を深めるため、保育園・幼稚園・学校等と連携し、学習機会の確保に努めます。

④ 読書活動の推進		【担当課】教育委員会、保育園
概要		子どものことば・感性・表現力・創造力を豊かにし、人生をより深く『生きる力』を養うため、学校・図書館・児童館等での関係機関・関係団体による読書活動を推進しています。 保育園・幼稚園・小中学校では、地域ボランティアによるお話し会のほか、小中学校では、「朝の読書」活動に取り組んでいます。
今後の方向性		引き続き、「豊かなこころ」の育成に向けた読書活動の充実を図ります。

⑤ ブックスタート事業		【担当課】教育委員会、保育園、 福祉保健課(健康相談室)
概要	乳児健康診査時に、乳児向け絵本の入ったブックスタート・パックを配布し、乳児と保護者が絵本を通して、ふれあう時間を持つきっかけづくりに取り組んでいます。	
今後の方向性	引き続き、乳幼児期からの読書習慣づくりの大切さについて啓発に努めます。	

障がいのある子どもの受け入れ環境の充実

① 障がいのある子どもの子育て支援		【担当課】教育委員会、保育園、 福祉保健課
概要	<p>『板野町障がい者(児)福祉計画』で、障がい児の子育て支援等の福祉ニーズを把握しています。</p> <p>また、保育園・幼稚園での障がい児の受け入れに必要な施設の整備や、保育士等の研修による質の向上など、教育・保育施設を利用する障がい児の支援を行っています。</p>	
今後の方向性	保育園・幼稚園・学校等のバリアフリー化や障がい児への支援の充実を図ります。	

② 特別支援教育の推進		【担当課】教育委員会
概要	<p>特別支援学級では、担当教諭を中心に、特別支援学級支援員が継続して関われる体制を確保しています。</p> <p>学校・専門機関・家庭が連携し、障がい児の自立や社会参加に向けた特別支援教育を推進しています。</p>	
今後の方向性	<p>自立して生活できる基礎を確立するため、必要に応じて、一人ひとりの個性や障がいの程度にあわせた特別支援教育の充実を図ります。</p> <p>また、発達障がいのある子どもに対応するため、専門機関と連携し、教職員の専門性を高めるとともに、専門知識のある職員を配置できるよう、検討を行います。</p>	

2. 子育て支援（子育て家庭が安心していきいき子育てできる）

（1）子ども・子育て支援サービスの充実

就学前の子どもが日中を過ごす場所として、家庭を離れると保育所や幼稚園があげられます。近年、女性の社会進出による共働き家庭や出産後も継続して就労する母親の増加等で、特に低年齢児の保育利用が増加しています。

令和5年度実施の子育て支援に関するアンケート調査では、前回調査時より子育て家庭（女性）のフルタイム就労の割合が上昇し、「仕事と子育てが両立できる職場環境の充実」へのニーズが依然高くありました。

また、就学前児童の保護者からは「誰でも気軽に利用できる保育サービスの充実」のニーズが大幅に上昇しています。

今後も、女性の社会進出や就労形態の多様化が想定されることから、幼児教育・保育サービスの質の確保と向上を図りながら、子育て支援サービスを充実していくことが重要となっています。

教育・保育事業の充実

① 通常保育		【担当課】保育園
概要		共働き家庭が増加し、低年齢児の保育希望がみられることから、低年齢児を中心に待機児童が生じないよう、保育ニーズに応じた園児の受け入れに配慮しています。 また、クラス別保育を中心としながらも、同年齢の合同保育や異年齢保育を通して、子ども同士のふれあいが深まるよう取り組んでいます。
今後の方向性		保育ニーズに応じた受け入れ体制の確保や子どもの発達に応じた通常保育の充実を図ります。

② 延長保育(時間外保育)		● 【担当課】保育園
概要		就労（通勤を含む）時間や就労形態の多様化等に伴う保育時間延長のニーズに対応するため、18時30分から19時まで延長保育を行っています。
今後の方向性		19時以降の夜間保育は、保育ニーズ等を把握しながら、必要性について検討を行います。

③ 休日保育		【担当課】保育園
概要		家庭の事情で、土曜日の7時30分から18時15分まで休日保育を行っています。 平成28年10月に保育時間「13時まで」を「18時15分まで」に延長したことや、平成30年4月 わかば保育園が板野保育園に統合されたことで、利用者が増加しています。
今後の方向性		就労形態の多様化による保育ニーズ等を把握するとともに、休日保育のあり方や土曜保育に従事する保育士の確保について検討を行います。

④ 保育サービスの質の確保・向上		【担当課】保育園
概要	<p>平成30年4月 わかば保育園が板野保育園に統合されたことで、園児数・保育士ともに増加し、年齢に応じた保育の見直しや保育士等の質の向上が課題となっています。</p> <p>子ども一人ひとりの育ちを保障するとともに、子育て家庭をサポートしながら、子どもの視点に立ち、健やかな成長を支援できるよう、保育士の質を高め、保育施設の整備・改修、補助事業等を活用するなど、保育サービスの質の向上に努めています。</p> <p>育児休業取得に伴う保育の継続利用の対象が3歳児のみであったものを、令和5年4月からは0~3歳児 すべての在籍園児に対象範囲を拡充するなど、保育ニーズの対応にも努めています。</p>	
今後の方向性	幼児教育・保育の質の向上に資するよう、幼児教育・保育の専門性を有する指導主事や幼児教育アドバイザーの配置・確保等について検討を行います。	

⑤ 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)[新設]●		【担当課】住民課、保育園
概要	0~2歳児が保護者の就労要件を問わずに、保育所等で保育を受けられます。	
今後の方向性	令和8年4月からの運用に向けて、保育スペースや保育士の確保について検討を行います。	

地域子ども・子育て支援事業の充実

① 一時預かり事業(幼稚園型以外)		● 【担当課】保育園
概要	平日の8時30分から16時30分まで、保護者の就労形態の多様化や疾病等の理由で、保育園に通園していない子どもの一時的な預かり保育を行っています。	
今後の方向性	就労形態の多様化や保護者の疾病等のやむを得ない理由で、家庭での保育が困難なときや保護者の育児疲れの解消等、一時的な保育ニーズに対応できるよう、事業の充実を図ります。	

② 一時預かり事業(幼稚園型)		● 【担当課】教育委員会
概要	保護者の就労等の理由で、就園時間後も保育を必要とする幼稚園児の預かり保育を行っています。(通常日は13時から18時まで、長期休暇中は8時から18時まで)	
今後の方向性	預かり保育の実施体制を確保し、事業の充実を図ります。	

③ 子育て短期支援事業 (短期入所生活援助、夜間養護、休日預かり事業)		● 【担当課】住民課
概要	保護者の出張・残業等による就労や疾病、育児疲れ等の解消、その他やむを得ない理由で、短期間または夜間・休日に、家庭での養育が困難なとき、町が委託する児童養護施設等において、一時的に子どもを養育しています。	
今後の方向性	広報誌やホームページ等で、制度の周知を図り、利用促進に努めます。	

④ 病児・病後児保育事業		● 【担当課】住民課
概要	<p>小学生までの子どもが、病気や病気回復期のため集団保育・通学ができず、保護者の就労等の理由で、家庭での保育が困難なとき、病院に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に子どもを保育しています。</p> <p>平成26年度より県内12市町村の広域連携事業に参加し、9か所の施設が利用できます。</p>	
今後の方向性	広報誌やホームページ等で、制度の周知を図り、利用促進に努めます。	

⑤ 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)		● 【担当課】住民課
概要	<p>疾病時の養育や保育所・幼稚園の送迎など、子育て支援を依頼したい保護者(依頼会員)と子育てを応援したい人(提供会員)との相互援助を連絡・調整する業務を 板野東部ファミリー・サポート・センターに委託(板野郡5町で共同実施)し、子育て支援を行っています。</p> <p>また、平成28年10月より病児・病後児預かりも実施しています。</p>	
今後の方向性	広報誌やホームページ等で、制度の周知を図り、利用促進に努めます。	

⑥ 子育て世帯訪問支援事業 〔新設〕		● 【担当課】子育て相談センター
概要	<p>家事・子育て等に不安や負担を抱える子育て家庭等を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等を支援することで、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の抑止を図ります。</p>	
今後の方向性	<p>令和7年度より子育て相談センターにおいて、事業を開始します。</p> <p>子育て家庭が安心して暮らすことができるよう、利用促進に努めます。</p>	

⑦ 児童育成支援拠点事業 〔新設〕		● 【担当課】子ども家庭総合支援センター
概要	<p>養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に、居場所となる場を設け、児童とその家庭が抱える課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童それぞれの状況に応じた支援をすることで、虐待防止につなげ、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図ります。</p> <p>令和6年度より子ども家庭総合支援センターにおいて、実施しています。</p>	
今後の方向性	関係機関との連携を強化するとともに、支援体制の充実を図ります。	

⑧ 親子関係形成支援事業 〔新設〕		●
概要	<p>児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱える保護者に、児童の心身の発達状況等に応じた情報提供、相談・助言を行うとともに、保護者同士が悩み等を相談・共有し、情報交換できる場を設ける等、親子間における適切な関係性の構築を図ります。</p>	
今後の方向性	本町では実施していませんが、地域の実情を勘案したうえで、内容の検討を行います。	

(2) 子育て家庭への支援体制の充実

子どもを安心して産み育てるには、子育て家庭の経済的負担を軽減するとともに、母親の心身ケアも重要となっています。近年、家族から協力が得られず、近所との付き合いもなく、孤立した母親が子どもを育てる、いわゆる『孤育て』や産後うつ・児童虐待等が問題となっています。

これらに対応するため、特に就園前の乳幼児や保護者が集える場・相談の場として、板野保育園に地域子育て支援センターを設置するとともに、妊娠期から子育て期まで切れ目なく支援する拠点として、町民センターに子育て相談センターを設置し、センターそれぞれには機能の充実が求められています。

相談機能・情報提供体制の充実

① 地域子育て支援センター		● 【担当課】保育園(子育て支援センター)
概要	平日 8時30分から17時15分まで、板野保育園2階の板野町地域子育て支援センターで、子育て中の親子の交流・育児相談のほか、育児不安等を解消する事業や8時30分から12時まで、園庭開放を行っています。 園庭開放を通した未就園児の健全育成や育児不安等の子育て相談に対応するなど、地域の子育て支援の拠点として活用されるよう、機能の充実に努めています。	
今後の方向性	月曜日・水曜日の「みらいっこくらぶ」では、イベント時の参加者が多く、混雑することもあるため、遊び場を工夫するなど、さらなる機能の充実を図ります。	

② 子育てに関する総合窓口		【担当課】住民課
概要	子育てに関する情報提供を行うとともに、相談事業や相談機関と連携し、総合的な子育て支援を行えるよう、関係機関の協力を得ながら、適切な対応に努めています。	
今後の方向性	引き続き、子育てに関する情報提供を行うとともに、必要に応じて、関係機関の紹介を行います。	

③ 子育て支援に関する情報提供		【担当課】住民課、福祉保健課
概要	広報誌等のあらゆる機会を通して、子育て支援に関する情報提供を行っています。 また、AIテレビやインターネット等のメディアや乳幼児健康診査等の機会を活用するなど、保育園・幼稚園・学校等の関係機関とも連携し、すべての住民が必要な情報を得られるよう努めています。	
今後の方向性	随時、提供手段・媒体等を検討しながら、子育て支援に関する情報提供を行います。	

④ 子育て相談センター (再掲P26)		【担当課】子育て相談センター
概要	<p>平成31年4月 妊娠期から子育て期まで切れ目なく支援する拠点として、町民センター1階に、板野町子育て相談センターを設置しています。</p> <p>妊娠・出産・子育てなどに関する情報提供や関係機関との連絡・調整等、各種相談や支援サービスをワンストップでサポートします。</p> <p>また、令和元年度より電子母子手帳「いたの子育てアプリ」を導入し、ICTを活用した子育て支援を行っています。</p>	
今後の方向性	妊娠期から子育て期にわたる相談やさまざまなニーズに対応するため、関係機関と連携し、安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくりや子どもの健やかな成長のサポートを行います。	

⑤ 外国につながる子どもへの支援・配慮		【担当課】教育委員会、住民課
概要	国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した子どもや両親が国際結婚した子どものように、外国につながりのある子どもの増加が見込まれることを踏まえ、当該児童が円滑に教育・保育等を受けられるよう、保護者や教育・保育施設等に、必要な支援を行っています。	
今後の方向性	引き続き、帰国児や外国籍児等に、日本語講師が語学サポートすることで、児童生徒・幼児の学校・園生活や修学の支援を行います。	

子育て家庭への経済的支援

①-1 児童手当		【担当課】住民課
概要	高校生年齢までの子どもを養育している家庭に、児童手当を支給し、子育てや教育に要する費用の経済的負担を軽減しています。	
今後の方向性	広報誌やホームページ等で、制度の周知を図ります。	

①-2 児童扶養手当		【担当課】住民課
概要	父母の離婚等で、父または母と生計を別にする子どもを監護・養育している方に、児童扶養手当を支給しています。 児童扶養手当は、監護・養育している子どもが18歳に達する年度末(政令で定める障がいのある子どもは20歳〔ただし、再認定の請求が必要〕)までです。	
今後の方向性	広報誌やホームページ等で、制度の周知を図り、適切な利用を促進します。	

①-3 特別児童扶養手当		【担当課】住民課
概要	20歳未満で、身体や精神に常に介護を必要とする程度の障がいのある子どもを監護・養育している方に、特別児童扶養手当を支給しています。	
今後の方向性	広報誌やホームページ等で、制度の周知を図り、適切な利用を促進します。	

①-4 妊婦のための支援給付(旧出産・子育て応援給付金)		【担当課】福祉保健課
概要	妊娠から出産・子育て期までのライフステージにあわせた相談に対応するとともに、子育て費用負担の軽減のため、妊娠届と出生届の際に、5万円ずつ計10万円を支給しています。	
今後の方向性	広報誌やホームページ等で、制度の周知を図ります。	

①-5 出産祝金		【担当課】住民課
概要	子どもの誕生を祝い、子育て費用負担を軽減し、少子化対策や子育て世代の定住促進につなげるため、出生児一人あたり10万円を支給しています。 〔令和5年1月から町独自事業〕	
今後の方向性	広報誌やホームページ等で、制度の周知を図ります。	

①-6 小中学校等入学祝金		【担当課】教育委員会
概要	子どもの進学を祝い、新たに小中学校に入学する子ども一人あたり1万円を支給しています。 〔令和5年4月から町独自事業〕	
今後の方向性	広報誌やホームページ等で、制度の周知を図ります。	

②-1 医療費の助成(子どもはぐくみ医療助成事業)		【担当課】住民課
概要	<p>子どもが病気やけがで病院を受診した際の医療費(保険診療の自己負担分)を町や県が負担しています。</p> <p>本町では、平成31年4月 対象者を「中学校修了まで」から「18歳に達する日以後最初の3月31日まで」の子どもに対象範囲を拡充しています。</p> <p>さらに、これまで中学校修了までの子どもの医療費が無料であったものを、令和6年4月からは18歳に達する日以後最初の3月31日までを無料とし、医療費に係る経済的負担を軽減しています。</p>	
今後の方向性	広報誌やホームページ等で、さまざまな医療費助成制度の周知を図ります。	

②-2 医療費の助成(不妊治療・不育症治療費助成事業)		【担当課】福祉保健課(健康相談室)
概要	不妊治療・不育症治療する夫婦を支援するため、医療保険が適用された生殖補助医療・不育症治療に要する費用のうち、年間10万円を上限に助成しています。(不育症治療は年間10万円/回)	
今後の方向性	広報誌やホームページ等で、制度の周知を図ります。	

③ とくしま在宅育児応援クーポン事業		【担当課】住民課
概要	令和5年3月31日までに出生した0～2歳児を在宅で育児する家庭の経済的・心理的負担を軽減するため、子育て支援サービスを気軽に利用できるよう、とくしま在宅育児応援クーポン(15,000円分)を交付しています。	
今後の方向性	広報誌やホームページ等で、制度の周知を図り、適切な利用を促進します。 ④令和8年度で廃止予定	

④ 幼児教育・保育の無償化		【担当課】教育委員会、住民課
概要	<p>子どもを安心して産み育てるには、子育て家庭の経済的支援が重要であることから、平成28年4月に町立幼稚園 授業料無償化、平成28年10月に町立保育園 保育料無償化を行っています。</p> <p>さらに、令和元年10月に町立幼稚園の給食費、保育園の主食費・副食費も無償とし、本町では、就学前教育(町立の幼稚園・保育園に限り)は完全無償化となっています。</p>	
今後の方向性	広報誌やホームページ等で、制度の周知を図ります。	

⑤ 奨学金貸与事業		【担当課】教育委員会
概要	<p>勉学に意欲を持ちながらも、経済的理由で、修学が困難な高校生・大学生に奨学金を貸与しています。</p> <p>地方創生事業の一環として、若者世代のUターンや定住促進につなげるため、一定の条件のもと、返還免除を盛り込んだ奨学金制度です。</p>	
今後の方向性	広報誌やホームページ等で、また、中学校・高等学校を通して、制度の周知を図ります。	

子どもの貧困対策の推進（子どもの貧困解消対策計画）

いわゆる「貧困の連鎖」によって、子どもたちの将来が閉ざされることは決してあってはならないことであって、平成26年に〔子どもの貧困対策法〕（子どもの貧困対策の推進に関する法律）が施行され、令和元年、5年と改正を重ねてきました。

令和元年改正では、市町村計画の策定が努力義務化され、令和5年改正では、〔子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律〕と法律名に「貧困の解消」が明記されるとともに、並行して施行される〔子ども基本法〕とともに、施策の拡大を図る方向が示されています。

子どもの貧困は、経済的な困窮にとどまらず、学習面や生活面、心理面などさまざまな面において、子どものその後の人生に影響を及ぼします。こうした「貧困の連鎖」を断ち切るため、子育てや貧困の問題を家庭だけの責任とするのではなく、地域全体で解決するため、教育の支援、生活の支援、経済的な支援、保護者に対する就労の支援など、総合的な取り組みを推進します。

① 教育支援

	事業名	事業内容	問い合わせ先
1	就学援助費（小・中学校）	経済的理由で、就学が困難な児童・生徒の保護者に、学校生活に必要な費用の一部を援助します。	教育委員会
2	特別支援教育就学奨励費（小・中学校）	特別支援学級に通学する児童・生徒の保護者に、経済的負担を軽減するため、就学に必要な費用の一部を援助します。	教育委員会
3	母子父子寡婦福祉資金貸付金	母子家庭・父子家庭・寡婦の生活の安定と、その子どもの福祉の向上を図るため、修学資金・就学支度資金等の各種資金を貸付します。	住民課 (県東部保健福祉局)
4	ひとり親家庭ホームフレンド派遣事業	ひとり親家庭等の子ども（小学生から高校生まで）の話し相手・相談相手・遊び相手となるホームフレンド（児童訪問援助員）を派遣し、ひとり親家庭の子どもたちが健やかで安定した生活が送れるようサポートします。	住民課 (県母子寡婦福祉連合会)
5	奨学金貸与事業	(再掲P38)	教育委員会

② 生活支援

	事業名	事業内容	問い合わせ先
1	子育て短期支援事業	(再掲P33)	住民課
2	県営住宅の優先入居	母子家庭・父子家庭の方は、県営住宅入居募集の際、一般申込枠と母子家庭等の優先枠の両方に申込みができます。	県住宅供給公社
3	母子生活支援施設	18歳未満の子どもを養育する母子家庭の母が、生活上のさまざまな問題で、子どもの養育が十分にできないときに、子どもと一緒に児童福祉施設を利用できます。	県東部保健福祉局
4	家庭生活支援員の派遣	母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦の方が、家族の病気や本人の仕事等の理由で困ったときに、保育や家事等を手伝う家庭生活支援員を派遣します。	県母子寡婦福祉連合会
5	生活困窮者自立相談支援事業	経済的不安等を抱えた相談者の状況や課題を把握するとともに、相談者の意思を確認しながら、個々にあわせた支援計画を作成し、就労促進のための支援など、包括的に支援します。	社会福祉協議会

③ 経済的支援

	事業名	事業内容	問い合わせ先
1	児童手当	(再掲P37)	住民課
2	児童扶養手当	(再掲P37)	住民課
3	特別児童扶養手当	(再掲P37)	住民課
4	妊娠のための支援給付	(再掲P37)	福祉保健課
5	出産祝金	(再掲P37)	住民課
6	小中学校等入学祝金	(再掲P37)	教育委員会
7	子どもはぐくみ医療助成事業	(再掲P38)	住民課
8	不妊治療・不育症治療費助成事業	(再掲P38)	福祉保健課
9	とくしま在宅育児応援クーポン事業	(再掲P38)	住民課
10	幼児教育・保育の無償化	(再掲P38)	教育委員会、住民課
11	奨学金貸与事業	(再掲P38)	教育委員会
12	ひとり親家庭医療費の助成	(再掲P42)	住民課
13	母子父子寡婦福祉資金貸付金	(再掲P39)	住民課 (県東部保健福祉局)

④ 保護者に対する就労支援

	事業名	事業内容	問い合わせ先
1	母子父子寡婦福祉資金貸付金	(再掲P39)	住民課 (県東部保健福祉局)
2	母子家庭等就業・自立支援センター事業	ひとり親家庭や寡婦の方が、就労に役立てられるよう、就職に必要な知識や技能を習得する講習会の開催や情報提供・相談等を行います。	県母子寡婦福祉連合会
3	母子・父子自立支援プログラム策定等事業	児童扶養手当(P37)を受給している方の状況や希望に応じて、自立支援プログラムを策定し、ハローワーク等と連携し、仕事探しを支援します。	県東部保健福祉局 県母子寡婦福祉連合会
4	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金	母子家庭の母や父子家庭の父が、指定された教育訓練講座を受けた場合に、その受講料の一部(6割、上限40万×修学年数、最大160万円)を支給します。ただし、受講しようとする講座について、受講開始前に受講対象講座として指定を受ける必要があります。雇用保険の受給資格があり、雇用保険法に基づく教育訓練給付金の支給を受けられるひとり親にも、その支給額との差額をこの給付金から上乗せして支給します。	県東部保健福祉局
5	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金	母子家庭の母や父子家庭の父が、指定された資格を取得するため、6か月以上養成機関で修業する場合に支給します。	県東部保健福祉局
6	ひとり親家庭高等職業訓練修了支援給付金	母子家庭の母や父子家庭の父が、入学時の負担を考慮した額を一時金として修了後に支給します。	県東部保健福祉局
7	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金(上記5)を受給しながら、資格の取得を目指すひとり親家庭の親に、修学・就職を容易にするための資金を貸付します。 また、母子・父子自立支援プログラムの策定(上記3)を受け、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親に、住宅支援資金を貸付します。	県母子寡婦福祉連合会
8	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	高等学校を卒業していないひとり親家庭の親・子どもに、高卒認定試験の合格を目指す講座で学び直す場合に、給付金を支給します。	県東部保健福祉局
9	JR通勤定期の3割引	児童扶養手当を受給しているひとり親世帯や生活保護世帯の方が、JRで通勤する場合に、通勤定期乗車券を3割引で購入できます。	住民課 (ひとり親世帯) 福祉保健課 (生活保護世帯) 県東部保健福祉局

(3) 関わりが必要な親子への支援体制の充実

少子化・核家族化・国際化と社会情勢がめまぐるしく変化し複雑化するなか、対人関係の悪化・地域のコミュニティ意識の低下など、地域における子どもの育ちを取り巻く環境や家庭での子育て環境も変化しています。

また、ひとり親家庭の増加や児童虐待の問題は全国的にも深刻化し、常に起こりうる身近な問題となっています。

そのような状況のなか、子どもやその家庭・妊産婦等を対象に、実態把握、子ども等に関わる相談から通所・在宅支援を中心とした専門的な相談対応や必要な調査・訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までの機能を担う拠点として、町民センターに子ども家庭総合支援センターを設置し、問題を抱えるケース対応などに努めています。

ひとり親家庭の自立支援

① 相談体制の充実		【担当課】住民課
概要	ひとり親家庭の親の精神的負担の軽減や自立促進に向けた、児童扶養手当等の経済的支援について周知を図るとともに、関係機関と連携し、就業等の相談体制を構築しています。	
今後の方向性	引き続き、各種制度の周知を図り、相談支援体制の充実を図ります。	

② ひとり親家庭医療費の助成		【担当課】住民課
概要	ひとり親家庭の方が、病院等を受診した際、安心して医療が受けられるよう、入院や児童の通院時の医療費(保険診療の自己負担分)の一部を助成しています。	
今後の方向性	引き続き、制度の周知を図り、適切な利用を促進します。	

③ 歳末たすけあい運動		【担当課】社会福祉協議会
概要	安心して新年を迎えることができるよう、独居高齢者等の希望者に歳末たすけあい配分品やひとり親家庭に図書カードを配布しています。	
今後の方向性	歳末たすけあい募金額が年々、減少傾向にあることから、実施方法等について検討を行います。この運動から、緊急に支援を必要とする世帯には、食料や生活必需品等を提供します。	

児童虐待防止対策の推進

① 児童虐待防止		【担当課】住民課、福祉保健課、 子ども家庭総合支援センター
概要	<p>児童虐待の未然防止に向けて、教育・保育施設や関係機関と連携し、児童虐待の早期発見・抑止に努めています。</p> <p>また、児童家庭支援ネットワーク(下記③)の活用や虐待の通報義務について周知を図るとともに、地域全体で児童虐待防止を推進しています。</p>	
今後の方向性	引き続き、関係機関と連携し、児童虐待の未然防止に努めます。	
② 養育支援訪問事業 (再掲P25)		【担当課】子育て相談センター
概要	<p>産後うつ・育児や子どもの成長に不安を抱える家庭を保健師等が訪問し、相談対応しています。</p> <p>乳幼児健康診査時にも、早期発見に努め、迅速に対応できる支援体制を構築しています。</p> <p>また、経過観察あるいは支援が必要な家庭には、保健指導を行うなど、家庭での安定した養育支援に努めています。</p>	
今後の方向性	子育てに関する相談体制の充実を図るとともに、家庭訪問等を行いながら、育児不安の軽減や児童虐待について、啓発と未然防止に努めます。	
③ 児童家庭支援ネットワーク (要保護児童対策地域協議会)		● 【担当課】子ども家庭総合支援センター、 住民課、福祉保健課 ほか
概要	要保護児童等への適切な保護や支援を図るため、必要な情報交換・共有を行うとともに、要保護児童等の支援について協議の場を設けるなど、支援ネットワークを構築しています。	
今後の方向性	引き続き、児童虐待等に関する相談に適切に対応できるよう、児童家庭支援ネットワークで連携・調整を図ります。	
④ 子ども家庭総合支援センター		【担当課】子ども家庭総合支援センター
概要	市町村は、子どもの最も身近な場所で、子どもの福祉に関する支援等を行うことが役割・責務とされていることを踏まえ、子どもやその家庭・妊娠婦等を対象に、実態把握・情報提供・相談・調査・指導・関係機関との連絡・調整、その他必要な支援を行う拠点として、令和4年4月 町民センター2階に、板野町子ども家庭総合支援センターを設置しています。	
今後の方向性	<p>子どもたちを取り巻くいじめ・非行・児童虐待をはじめ、子どもの養育・家庭内のさまざまな悩みや心配ごと等に関する総合相談機能の充実を図ります。</p> <p>また、家庭や学校に居場所がない子どものため、安心・安全な居場所の提供や生活習慣の形成、学習・食事の支援など、総合的な支援を行います。</p>	

3. 温かく包む地域（子どもの成長と子育て支援に地域が関わる）

（1）地域ぐるみ子育ての推進

親子が安心して暮らしていくためには、人とのふれあい・地域のつながりの大切さが再認識され、民生児童委員等が、地域の課題や相談に対応するなど、地域でさまざまな活動が展開されています。これらの活動を通して、関係機関と協力し、地域が子どもと関わりを持ち、子育てを支援する仕組みやつながりを確立することが、地域にとっても重要となっています。

ボランティア活動や住民の自主的な活動を通して、地域全体で子育てを考え、サポートできる取り組みを推進するとともに、共働き家庭が増加する現状を踏まえ、子育て・家庭・仕事の両立を図り、家族が協力しあって暮らしていくよう、低年齢児からの教育・保育サービスの充実と子育て支援体制の構築に努めています。

子育て支援ネットワークの充実

① 民生児童委員の活動支援		【担当課】社会福祉協議会
概要		社会福祉協議会等を通じて、民生児童委員の研修や連絡・協議の場を確保し、地域の方や保護者の相談相手として、その役割が十分果たされるよう、活動の充実を図っています。
今後の方向性		引き続き、民生児童委員が活動しやすくなるよう、支援を行います。

② 子育て支援ネットワークづくり		【担当課】保育園(子育て支援センター)
概要		子育て支援サービスやさまざまな子育てに関する情報を提供するとともに、保育園・幼稚園・学校等が連携し、有効に機能するよう、子育て支援ネットワークを構築しています。また、栄養士・調理師・看護師・県保健所と連携して、子育て相談に対応し、必要に応じて、専門機関につなげられるよう、ネットワークを構築しています。
今後の方向性		地域全体で子育てを考える意識を持ち、地域に網のような子育て支援ネットワークを展開します。

③ 地域の子育て支援の拠点としての保育園・幼稚園等の活用		【担当課】保育園(子育て支援センター) 教育委員会
概要		子育て支援センター、保育園・幼稚園・学校等が、地域での子育て支援の拠点としての役割が果たせるよう、施設や機能の有効な活用に努めています。
今後の方向性		限りある社会資源を有効活用しながら、子育て支援の充実を図ります。

ワーク・ライフ・バランスの推進

① 事業所への意識啓発		【担当課】住民課
概要	育児休業や介護休業制度の普及・利用促進、働き方の見直しを含めた、子育てにやさしい就労環境について、事業所への意識啓発に努めています。	
今後の方向性	必要に応じて、関係機関と連携し、事業所等に働きかけます。	

② 男女共同参画社会の推進		【担当課】人権コミュニティ課
概要	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の視点から、それぞれの子育て家庭にあった役割分担がなされ、子育てが負担とならないよう、国・県の関係機関と連携し、男女共同参画を推進しています。 近年、社会構造が様変わりし、家庭での育児意識に変化がみられるなか、男性の家事・育児参加が求められています。	
今後の方向性	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、広報誌やホームページ等で、仕事中心の考え方から家庭生活や地域活動等に参画していく意識啓発に努めます。	

③ 子育て支援サービスの周知		【担当課】住民課
概要	さまざまな生活様式や多様化する就労形態にあわせ、必要な支援が行えるよう、ファミリー・サポート・センター(P34)などの子育て支援サービスの利用促進に努めています。	
今後の方向性	随時、提供手段等を検討しながら、子育て支援サービスの周知を図ります。	

(2) 安心・安全な暮らしづくりの推進

交通事故や犯罪・災害等に子どもたちが巻き込まれる危険が高まっている昨今、学校や地域での交通安全活動をはじめ、地域の協力による見守り活動や災害時要配慮者の把握など、安心・安全な暮らしの向上に努めていますが、今後は、より地域と連携した取り組みが求められています。

暮らす場・育ちの場として、より住みやすい生活環境を形成していくことが重要であり、子どもから高齢者まですべての住民にとって暮らしやすいまちづくりを推進しています。

子どもと子育てにやさしいまちづくり

① 人にやさしいまちづくりの推進		【担当課】福祉保健課
概要	『板野町地域福祉計画』に基づき、公共施設等のバリアフリー化など、福祉的配慮のあるまちづくりを目指し、すべての方が利用しやすい施設・サービス等、ユニバーサルデザインの考え方を啓発し、子どもと子育てにやさしいまちづくりを推進しています。	
今後の方向性	『板野町地域福祉計画』等の主要計画と連携し、バリアフリー化やユニバーサルデザインの視点で優先順位をつけて、計画的な整備・改修等に努めます。	

安心・安全のまちづくり

① 地域の安全活動(見守り活動)の推進		【担当課】社会福祉協議会
概要	子どもが被害者となる交通事故や犯罪から守るため、児童館での交通安全教室や不審者対策教室など、関係機関と連携し、地域での安全活動に取り組んでいます。また、下校時の児童を見守る活動として、民生委員が3小学校区で月1回ずつ行う「スクールガード」、老人クラブ会員が毎週木曜日に行う「子ども見守り隊」を行っています。	
今後の方向性	民生児童委員協議会・老人クラブに加え、その他の団体にも見守り活動が広がるよう、関係団体に働きかけます。	

第5章 量の見込みと確保方策

I. 量の見込みの算出の考え方

子ども・子育て支援法では、計画期間の各年度における「教育・保育施設の利用量」(幼稚園・認定こども園・保育所等の利用者数)の見込み〔ニーズ量〕と、「地域子ども・子育て支援事業の利用量」の見込み〔同じくニーズ量〕、それらに対する確保方策〔目標量〕について、教育・保育の提供区域ごとに、子ども・子育て支援事業計画に記載することが必須とされています。

サービス利用実績やアンケート調査結果、人口推計を勘案して、国が示す「量の見込みの算出等のための手引き」に準拠し、以下のとおり、量の見込みと確保方策を設定します。

2. 教育・保育の提供区域

「教育・保育の提供区域」とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動できる区域であって、地理的条件や人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備状況等を総合的に勘案して設定するものです。

本町における「教育・保育の提供区域」については、地理的条件、地域構成、人口規模を踏まえ、教育・保育施設が、比較的バランスよく配置されている状況や、計画策定期間が5か年であることを勘案して、引き続き、町内全域を1区域と設定します。

また、本町の地域子ども・子育て支援事業についても、町内全域を1区域と設定します。

なお、この区域設定後に基盤整備を検討する場合にあっても、地域間の供給量の状況、地域内で特定のエリアに偏ることなく、交通事情やニーズ等にも配慮して、できる限り柔軟に対応していくこととします。

3. 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 認定区分等

子どものための教育・保育給付や子育てのための施設等利用給付を希望する保護者に、利用のための認定（保育の必要性の認定）を行います。

認定は次の6つの区分となり、認定に応じて、施設や事業等の利用先が異なります。

平成27年度から、国の「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、幼稚園や保育所の利用にあたって、教育・保育の必要性に応じた『支給認定』を受けることが必要になりました。

制度改正に伴い、令和元年10月から『支給認定』は『教育・保育給付認定』へと名称が変わりました。

教育・保育給付認定の区分

認定区分（給付要件）			保育必要量	利用定員を設定し、給付を受ける施設・事業
教育・保育給付認定	1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定以外の子ども	教育標準時間	幼稚園 認定こども園（幼稚部）
	2号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の就労や疾病等の事由で、家庭において必要な保育を受けることが困難な子ども	保育短時間 保育標準時間	認可保育所 認定こども園（保育部）
	3号認定	満3歳未満であって、保護者の就労や疾病等の事由で、家庭において保育が困難な子ども	保育短時間 保育標準時間	認可保育所 認定こども園（保育部） 小規模保育等

また、幼児教育・保育の無償化開始に伴い、『施設等利用給付認定』が創設されました。

施設等利用給付認定の区分

認定区分（給付要件）			給付に係る施設・事業
施設等利用給付認定	新1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、新2号認定・新3号認定以外の子ども	幼稚園、特別支援学校等
	新2号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前の子どもであって、保護者の就労や疾病等の事由で、家庭において必要な保育を受けることが困難な子ども	認定こども園、幼稚園、特別支援学校（満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号）
	新3号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前の子どもであって、保護者の就労や疾病等の事由で、家庭において必要な保育を受けることが困難な子どものうち、保護者及び同一世帯員が、市町村民税世帯非課税者であるもの	認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（2歳児まで新3号、3歳児からは新2号）

(2) 認定基準

保育の利用については、保育を必要とする事由、保育を必要とする時間(保護者の就労時間)、その他入所を優先すべき事情等により、総合的に判断を行います。

認定基準

■保育を必要とする事由

就労、妊娠・出産、保護者の疾病・障がい、同居親族等の介護や看護 など

■保育時間

主にフルタイムの就労を想定した長時間利用である「保育標準時間」及び主にパートタイムの就労を想定した短時間利用である「保育短時間」の2種類

■入所を優先する事情

ひとり親家庭・生活保護世帯・虐待やDVの恐れがあり、社会的養護が必要な場合 など

(3) 教育・保育の提供体制

令和7年4月現在、本町の教育・保育の提供体制は、下表のとおりとなっています。

本町の教育・保育の提供体制

			施設名	所在地	定員	
教育	幼稚園	公立	板野東幼稚園	吹田字町東8番地1	140人	315人
			板野東幼稚園大坂分園 ※現在、休園中	大坂字宮東20番地	35人	
			板野西幼稚園	那東字楠木15番地	70人	
			板野南幼稚園	下庄字真弓71番地	70人	
保育	保育所	公立	板野保育園	大寺字岡ノ前20番地	240人	



(4) 教育・保育の量の見込みと確保方策

就学前教育・保育施設の利用にあたっては、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。「保育の必要性の認定」には、0～2歳の3号認定、保育の必要性のある3～5歳の2号認定、保育の必要性のない3～5歳の1号認定があります。

なお、一部の認可外保育施設は、「保育の必要性の認定」を受けなくても利用できますが、この利用量の見込みと確保方策は、本計画に含んでいます。

①3号認定(0～2歳)

3号認定における量(利用者数)の見込みと第2期実績、第3期確保方策(目標量)は、以下のとおりです。

「3号認定(0歳)」の量の見込みと確保方策

(単位:人／月)

	第2期(実績)					第3期(確保方策)				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み(A)	9	9	9	36	36	13	13	12	12	11
第2期実績と第3期確保方策(B)	17	15	13	17	14	40	40	40	40	40
B-A	8	6	4	▲19	▲22	27	27	28	28	29

「3号認定(1歳)」の量の見込みと確保方策

(単位:人／月)

	第2期(実績)					第3期(確保方策)				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み(A)	65	56	55	68	64	76	69	68	66	64
第2期実績と第3期確保方策(B)	74	62	74	69	69	80	75	70	70	70
B-A	9	6	19	1	5	4	6	2	4	6

「3号認定(2歳)」の量の見込みと確保方策

(単位:人／月)

	第2期(実績)					第3期(確保方策)				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み(A)	64	70	61	77	71	62	69	62	61	60
第2期実績と第3期確保方策(B)	72	75	61	82	73	75	75	70	70	70
B-A	8	5	0	5	2	13	6	8	9	10

②2号認定(3~5歳の保育所・認定こども園保育部・認可外保育所利用)

2号認定における量(利用者数)の見込みと第2期実績、第3期確保方策(目標量)は、以下のとおりです。

「2号認定」の量の見込みと確保方策

(単位:人／月)

	第2期(実績)					第3期(確保方策)				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み(A)	77	83	89	86	90	78	66	74	66	65
第2期実績と 第3期確保方策(B)	86	73	78	66	80	85	80	80	75	70
B-A	9	▲10	▲11	▲20	▲10	7	14	6	9	5

③1号認定(3~5歳の幼稚園・認定こども園幼稚部利用)

1号認定における量(利用者数)の見込みと第2期実績、第3期確保方策(目標量)は、以下のとおりです。

「1号認定」の量の見込みと確保方策

(単位:人／月)

	第2期(実績)					第3期(確保方策)				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み(A)	183	196	210	203	200	165	172	157	153	153
第2期実績と 第3期確保方策(B)	181	193	190	180	168	315	315	315	315	315
B-A	▲2	▲3	▲20	▲23	▲32	150	143	158	162	162

4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

『利用者支援事業』は、子どもやその保護者または妊婦が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう相談に対応し、情報提供や助言、関係機関との連絡・調整等を行う事業です。

基本型・特定型、こども家庭センター型(令和5年度まで母子保健型)があり、また、令和4年度児童福祉法改正により、新たに地域子育て相談機関型の設置が求められています。

本町では、令和6年度より「子育て相談センター(母子保健)」と「子ども家庭総合支援センター(児童福祉)」の機能を維持したうえで、すべての子ども、子育て世帯、妊婦に一体的な相談支援を行う機能を有する機関の『こども家庭センター型』として、町民センターの子育て相談センターにおいて、実施しています。

「利用者支援事業」については、箇所のみ計画に位置づけることとされており、第2期実績と第3期確保方策(設置数)のみを定めます。

「利用者支援事業」の確保方策

(単位:か所)

	第2期(実績)					第3期(確保方策)				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
基本型・特定型	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
こども家庭センター型 (令和5年度まで母子保健型)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
地域子育て相談機関型	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 地域子育て支援拠点事業

『地域子育て支援拠点事業』は、主に未就園の0~3歳の乳幼児とその保護者が気軽に集い、親子同士の交流や、育児についての相談や情報提供、子育て講座を実施する事業です。

本町では、板野保育園の地域子育て支援センターにおいて、実施しています。

量(利用者数)の見込みと第2期実績、第3期確保方策(目標量)は、以下のとおりです。

「地域子育て支援拠点事業」の量の見込みと確保方策

(単位:人回／年 延人数)

	第2期(実績)					第3期(確保方策)				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み(A)	2,432	2,388	2,232	2,189	2,137	1,819	1,738	1,721	1,646	1,606
第2期実績と 第3期確保方策(B)	3,333	1,778	1,610	1,877	1,800	1,900	1,800	1,800	1,700	1,700
B-A	901	▲610	▲622	▲312	▲337	81	62	79	54	94
箇所数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

(3) 妊婦健康診査

『妊婦健康診査』は、医療機関での妊婦への健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

本町では、母子健康手帳の交付時に受診券(14回分)を配布し、徳島県医師会に委託しています。量(利用者数)の見込みと第2期実績、第3期確保方策(目標量)は、以下のとおりです。

「妊婦健康診査」の量の見込みと確保方策

(単位:人回／年 延人数)

	第2期(実績)					第3期(確保方策)				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み(A)	951	939	915	891	867	800	789	766	743	721
第2期実績と第3期確保方策(B)	916	897	867	835	830	800	800	800	800	800
B-A	▲35	▲42	▲48	▲56	▲37	0	11	34	57	79

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

『乳児家庭全戸訪問事業』は、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を保健師等が訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境等を把握する事業です。

本町では、町民センターの子育て相談センターにおいて、保健師等が実施しています。量(利用者数)の見込みと第2期実績、第3期確保方策(目標量)は、以下のとおりです。

「乳児家庭全戸訪問事業」の量の見込みと確保方策

(単位:人／年 実人数・人日／年 延人数)

	第2期(実績)					第3期(確保方策)				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み(A)	79	78	76	74	72	75	74	72	69	67
第2期実績と第3期確保方策(B)	51	52	53	78	60	80	80	80	80	80
B-A	▲28	▲26	▲23	4	▲12	5	6	8	11	13

(5) 養育支援訪問事業

『養育支援訪問事業』は、養育支援が特に必要な家庭を保健師等が訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことで、家庭での適切な養育を確保する事業です。

本町では、町民センターの子育て相談センターにおいて、保健師等が実施しています。

量(利用者数)の見込みと第2期実績、第3期確保方策(目標量)は、以下のとおりです。

「養育支援訪問事業」の量の見込みと確保方策

(単位:人日／年 延人数)

	第2期(実績)					第3期(確保方策)				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み(A)	6	6	6	6	6	30	30	30	30	30
第2期実績と第3期確保方策(B)	25	24	10	21	20	30	30	30	30	30
B-A	19	18	4	15	14	0	0	0	0	0

(6) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

『ファミリー・サポート・センター事業』は、子どもの預かりなどの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者が会員となって、相互援助を行う事業です。

現在、板野東部ファミリー・サポート・センターに委託し、板野郡5町で共同実施しています。

就学児に係る量(利用者数)の見込みと第2期実績、第3期確保方策(目標量)は、以下のとおりです。第2期実績で年度によって変動がみられるため、令和2~5年度実績の平均値(23.8人日)を平年ベースと考え、第3期の量の見込みを設定しています。

「ファミリー・サポート・センター事業(就学児分)」の量の見込みと確保方策

(単位:人日／年 延人数)

	第2期(実績)					第3期(確保方策)				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み(A)	30	31	31	30	30	30	30	30	30	30
第2期実績と第3期確保方策(B)	2	68	1	24	30	30	30	30	30	30
B-A	▲28	37	▲30	▲6	0	0	0	0	0	0

[参考]ファミリー・サポート・センターの登録者数の推移

	R2	R3	R4	R5	R6(見込み)
依頼会員数	139人	130人	128人	122人	122人
提供会員数	32人	42人	48人	53人	53人
両方会員数	15人	14人	14人	16人	17人

※各年3月31日時点

(7) 子育て短期支援事業(短期入所生活援助事業・夜間養護等事業)

①短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)

『ショートステイ事業』は、保護者が疾病、疲労等の理由で、家庭での子どもの養育が一時的に困難な場合に、児童養護施設等で子どもを一定期間預かる事業です。

本町では、町外の4施設と契約し、児童の受け入れを実施しています。

量(利用者数)の見込みと第2期実績、第3期確保方策(目標量)は、以下のとおりです。

「短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)」の量の見込みと確保方策

(単位:人日／年 延人数)

	第2期(実績)					第3期(確保方策)				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み(A)	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
第2期実績と第3期確保方策(B)	0	2	2	0	0	3	3	3	3	3
B-A	▲3	▲1	▲1	▲3	▲3	0	0	0	0	0

②夜間養護事業・休日預かり事業(トワイライトステイ事業)

『トワイライトステイ事業』は、保護者が就労等の理由で、平日の夜間または休日に不在となり、家庭での子どもの養育が困難な場合に、児童養護施設等で子どもを保護し、生活指導、食事の提供などを行う事業です。

本町では、町外の3施設と契約し、児童の受け入れを実施しています。

量(利用者数)の見込みと第2期実績、第3期確保方策(目標量)は、以下のとおりです。

第2期計画では、利用がないものと見込んでいましたが、近年の利用状況を踏まえ、第3期の量の見込みを設定しています。

「夜間養護事業・休日預かり事業(トワイライトステイ事業)」の量の見込みと確保方策

(単位:人日／年 延人数)

	第2期(実績)					第3期(確保方策)				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み(A)	0	0	0	0	0	70	70	70	70	70
第2期実績と第3期確保方策(B)	0	0	0	35	70	70	70	70	70	70
B-A	0	0	0	35	70	0	0	0	0	0

(8) 一時預かり事業

『一時預かり事業』は、家庭で日中保育することが一時的に困難となった就学前児童を、幼稚園、保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点等で、一時的な預かりや保育などを行う事業です。

幼稚園・認定こども園幼稚部の通常就園時間後の「預かり保育」や、保育所・認定こども園保育部の「一時保育」があります。

本町では、「預かり保育」を板野東幼稚園・西幼稚園・南幼稚園の3園で、「一時保育」を板野保育園において、実施しています。

量(利用者数)の見込みと第2期実績、第3期確保方策(目標量)は、以下のとおりです。

なお、前述の(6)ファミリー・サポート・センター事業、(7)②トワイライトステイ事業等による就学前児童の一時預かりも、「一時保育」に含めています。

「一時預かり事業(預かり保育)」の量の見込みと確保方策

(単位:人日／年 延人数)

	第2期(実績)					第3期(確保方策)				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み(A)	19,462	20,845	22,334	21,589	21,270	17,178	17,929	16,426	15,890	15,890
第2期実績と 第3期確保方策(B)	15,698	16,484	17,385	17,758	17,500	18,000	18,000	17,500	17,000	17,000
B-A	▲3,764	▲4,361	▲4,949	▲3,831	▲3,770	822	71	1,074	1,110	1,110

「一時預かり事業(一時保育)」の量の見込みと確保方策

(単位:人日／年 延人数)

	第2期(実績)					第3期(確保方策)				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み(A)	350	360	363	354	346	657	624	624	599	590
第2期実績と 第3期確保方策(B)	884	969	978	370	375	700	700	700	700	700
B-A	534	609	615	16	29	43	76	76	101	110

(9) 延長保育事業(時間外保育事業)

『延長保育事業』は、2号・3号認定を受けた子どもを、通常の利用日や利用時間以外の日及び時間に、保育所・認定こども園等で保育を行う事業です。

本町では、平成30年度以降、板野保育園において、実施しています。

量(利用者数)の見込みと第2期実績、第3期確保方策(目標量)は、以下のとおりです。

「延長保育事業」の量の見込みと確保方策

(単位:人／月 実人数)

	第2期(実績)					第3期(確保方策)				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み(A)	87	89	90	88	86	75	74	74	71	70
第2期実績と 第3期確保方策(B)	92	66	34	50	50	75	75	75	75	75
B-A	5	▲23	▲56	▲38	▲36	0	1	1	4	5

(10) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

『放課後児童健全育成事業』は、保護者が就労等で、昼間家庭にいない小学生に、放課後に適切な遊びや生活の場を提供し、子どもの健全な育成を図る事業です。

現在、本町では実施していませんが、放課後児童対策として、「放課後子ども教室」(3か所)や「児童館運営事業」(3か所)を実施しています。

本町では、児童館の運営体制が充実しているため、放課後子ども教室と児童館による子どもの居場所づくりを強化し、ニーズに応じた施策を検討します。

〔参考〕 放課後子ども教室・児童館運営事業の利用状況

	R2	R3	R4	R5	R6(見込み)
放課後子ども教室	1,336人	1,647人	2,499人	2,898人	2,800人
児童館運営事業	55,298人	57,670人	59,014人	63,781人	62,400人

(Ⅰ) 病児・病後児保育事業

『病児・病後児保育事業』は、子どもが病気にかかり、保護者も就労等で子どもをみられないときに、小児科を持つ医療機関に付設された専用スペース等で、病気の子どもを一時的に保育する事業です。

本町では、平成26年度より県内12市町村の広域連携事業に参加し、9か所の施設が利用できます。量(利用者数)の見込みと第2期実績、第3期確保方策(目標量)は、以下のとおりです。

「病児・病後児保育事業」の量の見込みと確保方策

(単位:人日／年 延人数)

	第2期(実績)					第3期(確保方策)				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み(A)	165	170	172	167	164	292	287	277	266	262
第2期実績と第3期確保方策(B)	130	198	189	306	300	300	300	300	300	300
B-A	▲35	28	17	139	136	8	13	23	34	38

(Ⅱ) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

『実費徴収に係る補足給付を行う事業』は、保護者の世帯所得の状況等を勘案して、教育・保育施設等に保護者が支払うべき日用品、文房具、その他必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用などを助成する事業です。

現在、本町では実施していませんが、地域の実情、社会情勢を勘案したうえで、内容を検討します。

(Ⅲ) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

『多様な事業者の参入促進・能力活用事業』は、多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に、必要な費用の一部を補助する事業です。

現在、本町では実施していませんが、本町の実情を勘案したうえで、内容を検討します。

(Ⅳ) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(その他要保護児童等の支援に資する事業)

『子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業』は、要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、関係機関の専門性強化やネットワーク機関間の連携強化に取り組む事業です。

本町では、平成18年度に設置した「要保護児童対策地域協議会」(P43)で、要保護児童等の適切な保護や支援内容について協議を行うとともに、さらなる専門性や機能強化に努めています。

(15) 子育て世帯訪問支援事業 [新設]

『子育て世帯訪問支援事業』は、家事・子育て等に不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することで、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

本町では、令和7年度より町民センターの子育て相談センターにおいて、事業を実施します。

量(利用者数)の見込みと第3期確保方策(目標量)は、以下のとおりです。

「子育て世帯訪問支援事業」の確保方策

(単位:人日／年 延人数)

	第3期(確保方策)				
	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み(A)	2	2	3	3	3
第3期確保方策(B)	2	2	3	3	3
B-A	0	0	0	0	0

(16) 児童育成支援拠点事業 [新設]

『児童育成支援拠点事業』は、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行うなど、個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することで虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

本町では、令和6年度より子ども家庭総合支援センターにおいて、実施しています。

量(利用者数)の見込みと第3期確保方策(目標量)は、以下のとおりです。

「児童育成支援拠点事業」の確保方策

(単位:人／年 実人数)

	第3期(確保方策)				
	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み(A)	20	20	20	20	20
第3期確保方策(B)	20	20	20	20	20
B-A	0	0	0	0	0

(17) 親子関係形成支援事業 [新設]

『親子関係形成支援事業』は、児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報交換できる場を設けるなど その他必要な支援を行うことで、親子間ににおける適切な関係性の構築を図る事業です。

現在、本町では実施していませんが、本町の実情を勘案したうえで、内容を検討します。

(18) 産後ケア事業 [新設]

『産後ケア事業』は、生後1年未満児とその母親に、助産師等が体調やこころのケア、授乳や沐浴のアドバイス、乳児の発育の確認等を行う事業で、通所型、訪問型、宿泊型があります。

本町では、令和6年度より町民センターの子育て相談センターにおいて、事業を実施しています。量(利用者数)の見込みと第3期確保方策(目標量)は、以下のとおりです。

「産後ケア事業」の量の見込みと確保方策

(単位:人日／年 延人数)

		第2期(実績)	第3期(確保方策)					
			R6	R7	R8	R9	R10	R11
通所型	量の見込み(A)	3	15	18	20	20	23	
	第2期実績と 第3期確保方策(B)	4	20	20	25	25	25	
	B-A	1	5	2	5	5	2	
訪問型	量の見込み(A)	16	80	82	88	90	92	
	第2期実績と 第3期確保方策(B)	17	85	85	90	95	95	
	B-A	1	5	3	2	5	3	
宿泊型	量の見込み(A)	2	10	12	12	14	16	
	第2期実績と 第3期確保方策(B)	3	15	15	15	20	20	
	B-A	1	5	3	3	6	4	
合計	量の見込み(A)	21	105	112	120	124	131	
	第2期実績と 第3期確保方策(B)	24	120	120	130	140	140	
	B-A	3	15	8	10	16	9	

(19) 妊婦等包括相談支援事業

〔新設〕

『妊婦等包括相談支援事業』は、妊婦とその配偶者等に面談等を行い、必要な情報提供や相談に対応するとともに、ニーズに応じて、必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う事業です。

量(利用定員)の見込みと第3期確保方策(目標量)は、以下のとおりです。

「妊婦等包括相談支援事業」の量の見込みと確保方策

(単位:回／年 延回数)

	第3期(確保方策)				
	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み(A)	150	150	140	140	140
第3期確保方策(B)	150	150	140	140	140
B-A	0	0	0	0	0

(20) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度) 〔新設〕

『乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)』は、0～2歳児が保護者の就労要件を問わず、保育所等で保育を受けられる制度です。令和7年4月から子ども・子育て支援法改正に伴い、創設される制度で、就学前教育・保育施設の利用にあたっての給付サービスですが、本計画においては、「地域子ども・子育て支援事業」の一つと位置づけています。

量(利用定員)の見込みと第3期確保方策(目標量)は、以下のとおりです。

「乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)」の量の見込みと確保方策

(単位:人日／年 延人日数)

		第3期(確保方策)				
		R7	R8	R9	R10	R11
0歳児	量の見込み(A)	0	1	1	1	1
	第3期確保方策(B)	0	1	1	1	1
	B-A	0	0	0	0	0
1歳児	量の見込み(A)	0	1	1	1	1
	第3期確保方策(B)	0	1	1	1	1
	B-A	0	0	0	0	0
2歳児	量の見込み(A)	0	1	1	1	1
	第3期確保方策(B)	0	1	1	1	1
	B-A	0	0	0	0	0
合計	量の見込み(A)	0	3	3	3	3
	第3期確保方策(B)	0	3	3	3	3
	B-A	0	0	0	0	0

5. 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保方策等

幼児期の教育・保育の一体的な提供の推進については、子どもの幸せを第一に考え、保護者のニーズや施設整備等の必要性のみならず、教育・保育の質、機能の充実、子どもの成長といった観点を大切にする必要があります。

特に幼児期のうち、おおむね満3歳以上の時期は、その後の生活や学びの基礎となる時期でもあり、子どもたちに質の高い教育・保育の一体的な提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた取り組みを推進しています。

(1) 認定こども園の普及についての基本的考え方について

認定こども園は、就学前教育・保育を一体的・一貫して提供する新たな枠組みとして、幼稚園機能と保育所機能を併せ持ち、地域における子育て支援の機能を果たすことが義務づけられた施設ですが、設置に至っていません。

本町では、地域の理解を十分に得る必要があることから、地域の実情や就学前児童の人口推計、既存施設の状況等を踏まえ、身近な地域で教育・保育を受けられよう、検討を行います。

(2) 質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実について

幼児期の教育が生涯にわたり、人格形成の基礎を培う重要なものであることに十分に留意し、幼稚園や保育所双方の良さを生かし、子どもの発達段階に応じた、より質の高い教育・保育の提供を行います。

また、子どもの健やかな育ちに重要となる集団生活や異年齢交流等を幅広く実施するとともに、保護者や地域の子育て力が高まるよう、子育てに関する相談活動や親子が集える場を設けるなど、地域に開かれた子育て支援の充実を図ります。

これらを実現するために、幼稚園教諭・保育士への研修等を通した資質の向上、幼児教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザー等の配置、人材の確保や待遇改善をはじめとする労働環境への配慮に努めます。



(3) 幼稚園・保育所と小学校等との連携について

幼児期や学童期における子どもの発達や学びの継続性を確保するため、小学校教諭と幼稚園教諭・保育士が、ともに子どもの発達を長期的な視点で捉え、互いの教育内容や指導方法の違い、共通点について理解を深め、共有することが重要となっています。

幼稚園・保育所での生活が、これからの学校生活や学びの基礎となることに留意し、幼児期の適切な教育・保育を通して、創造的な思考や主体的な生活習慣等を培うことが必要であると考えられます。

本町では、幼稚園・保育園と小学校との交流や、職員間の意見交換や合同研修の機会を設け、情報共有するなど、小学校との円滑な連携・支援に取り組みます。

(4) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施について

国の幼児教育・保育の無償化(令和元年10月)に伴い、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設等を利用する際に、教育・保育の無償化とする「子育てのための施設等利用給付認定」を受ける必要があります。

本町では、公正かつ適正な教育・保育を提供するとともに、利用者の利便性等を勘案しつつ、円滑な実施方法について検討を行います。



第6章 計画の推進

I. 推進体制

本計画の分野は、福祉・保健・教育・労働・生活環境など多岐にわたります。そのため、関係各課、関係機関（団体）、企業等と連携しながら、地域全体の取り組みとして、総合的かつ効果的な推進を図ります。

また、住民（保護者）、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、学識経験者等で構成する「板野町子ども・子育て会議」等において、計画の進捗状況を把握し、事業の評価や見直しについて協議を行い、本事業の効果的な実施・管理に努めます。

2. 計画の広報・啓発

地域全体で、すべての子どもの育ちと子育てを支援していくためには、住民や企業、関係団体等の理解や協力、参画なくしては実現できません。そのため、ホームページ、広報誌、パンフレット等を活用し、本計画についての理解・促進を図ります。

また、計画の進捗状況について、担当課へのヒアリング等で確認し、その結果については、ホームページ等で公表し、住民への周知を図るとともに、関係機関等とも情報共有し、地域と行政が一体となって、計画の推進を図ります。



I. 板野町子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号. 以下「法」という.)第72条第1項の規定に基づき、板野町に子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という.)を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子育て会議は委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関する学識経験を有する者
- (4) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議(以下「会議」という.)は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、町長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 子育て会議の庶務は、住民課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

2. 板野町子ども・子育て会議委員名簿

分 野	所属団体	氏 名	備 考
法第6条第2項に規定する保護者	板野町PTA連合会会長	ながはま 長瀬 静香	副会長
	板野東幼稚園PTA会会长	つつみ 堤 紘美	
	板野西幼稚園PTA会会长	ふかわ 扶川 彩	
	板野南幼稚園PTA会会长	くすもと 楠本 恵子	
	板野保育園保護者会会长	おか 岡 達也	
法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	町立幼稚園園長代表（板野西幼稚園）	たにぐち 谷口 由美	
	板野保育園園長	よしだ 吉田 園代	
	板野町学校長会代表（板野東小学校）	みはら 三原 善仁	
	板野中学校校長	たかはた 高畠 聖	
	板野町社会福祉協議会事務局長（児童館受託者）	いしかわ 石川 和宣	
子ども・子育て支援に関する学識経験を有する者	板野町教育委員	たなか 田中 留美	
	板野町主任児童委員	よしおか 吉岡 成美	
	板野町主任児童委員	たかはら 高原 真美	
	板野町主任児童委員	はやしだ 林田 公恵	
その他町長が必要と認める者	板野町議会総務文教常任委員長	とうじょう 東條 昭二	
	板野町議会厚生常任委員長	まつうら 松浦 昶	
	板野町副町長	ひがしね 東根 弘幸	会長
	板野町教育長	たにがわ 谷川 健二	
	板野町福祉保健課長	くすもと 楠本 剛	
	板野町子ども家庭総合支援センター所長	よしもと 吉本 洋時	

(敬称略)

**第3期板野町子ども・子育て支援事業計画
【令和7年度～令和11年度】**

発 行:板野町役場 住民課

〒779-0192 徳島県板野郡板野町吹田字町南 22 番地2

電 話:088-672-5984

F A X:088-672-2533

